

特許庁委託事業

# 中国の工業所有権侵害 判例集

2002年3月

JETRO

## はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は、WTO・TRIPS協定の成立、APECの進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁からの委託により、「各国工業所有権等情報収集事業」を実施しています。

平成13年度は、北京、上海、香港、ソウル、モスクワ、メキシコ、サンパウロ、サンティアゴ、ブエノスアイレス、サンホセの10都市において、現地のジェトロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

ここに本事業において収集した情報を基に、「中国の工業所有権侵害判例集」を作成しましたのでお届けいたします。また、日本貿易振興会ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>) においても同情報をご覧頂くことが可能です。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2002年3月

日本貿易振興会 投資交流部

## 目次

I. 特許権をめぐる紛争事例.....	1
1. 旧「特許法」下の方法特許と特許無効	
2. 特許出願権の訴訟時効	
II. 商標権をめぐる紛争事例.....	5
1. 質量技術監督局に対する行政訴訟	
2. ドメインネーム登録と商標権侵害—「hotmail.com.cn」	
3. 使用許諾契約の範囲を超えた商標の使用—「金鎖匙」と「金钥匙」	
4. 著名な著作物の商標登録出願への異議申立—「バットマン」	
5. 商標登録前に登記された商号の商標的使用—「恒盛」	
6. 未登録周知商標の先使用权—「炉灶曹」	
7. 登録商標であることの詐称行為—「金猴」	
8. 悪意による登録（冒認出願）の取消—「PLATIGNUM」	
9. 商標権侵害及び不正競争事件—「貝貝公司」	
10. 偽物の景品事件—「JING TANG」	
11. 不使用取消事件—使用許諾契約のない子会社による商標使用	
12. 商標権侵害事件—「白市駅」と「白市駅特色」	
13. 商標権侵害事件—「老糟坊」と「老糟房」	
14. 商標的使用の認定—コンピューター画面上の表示	
15. 商標登録への異議申立—「南極人乃図」	
III. 著作権をめぐる紛争事例.....	34
1. 「ドンキホーテ」の翻訳を無断掲載したウェブサイトへのリンクと著作権侵害	
2. ウェブサイトのリンク行為と著作権侵害	
3. 服装のデザインと著作権の保護	
4. 「黒猫警長大戦外星人」事件	
5. データベース情報と著作権の保護	
6. リンクの設置と著作権	
7. ディープリンクによる著作権の侵害	
IV. 不正競争をめぐる紛争事例.....	48
1. 「老干媽」ラベルの不正使用と不正競争	
2. 製品標準番号の無断使用と不正競争	
3. 営業秘密の侵害	
4. 「誤解を招きかねない不実の宣伝」及び「虚偽の事実」の意義	
事項索引 .....	56

# ・ 特許権をめぐる紛争事例

## 特許権（判例）

### 1. 旧「特許法」下の方法特許と特許無効

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| ① 事件の性質 | 特許権の無効                     |
| ② 裁判所   | 北京市高級人民法院（第二審）             |
| ③ 原告    | 中国薬科大学                     |
| ④ 被告    | 中国特許再審委員会                  |
| ⑤ 当該条文  | 1985年「特許法」第25条             |
| ⑥ キーワード | 特許の無効、薬品、物質特許、製法特許、特許請求の範囲 |
| ⑦ 出典    | 「中国特許及び商標」2001年第2期         |

#### （1）概要

原告の中国薬科大学が、第三者の特許の効力を争って特許再審委員会を訴えたもの。

本件で問題となった第三者の有する特許の特許請求の範囲は、「薬品合成物の調製方法の一つであって、特徴は、式(I)化合物又はその薬用塩と薬用希釈剤又は担体(キャリア)との混合である」というものであった。中国薬科大学は、当該特許が、1985年4月1日から施行された「特許法」(以下「1985年「特許法」」)第25条1項5号及び第2項の薬品には特許権を付与しないが薬品の製造方法には特許権を付与することができる、とする旨の規定に違反すると主張して北京市高級人民法院へ上訴した。

中国薬科大学によると、本件特許請求は表面上は薬品の調製方法であるが、式(I)化合物の原料特徴を除くと、唯一の方法特徴は薬用希釈剤又は担体との混合にすぎない。薬品の調製過程においてこの種の混合を欠くことができないことは明らかである。この結果、この特許は實際上、式(I)化合物を含む薬品のすべての調製方法のみならず、式(I)化合物を含むすべての薬品を保護することとなる。これは方法特許の名目で薬品の特許を取得するものであり、1985年「特許法」第25条に違反するものである。

#### （2）判決の要旨

北京市高級人民法院は原告中国薬科大学の主張を排斥し、以下の判断を示して本件特許が1985年「特許法」に違反しない旨の判決を下した。

1985年「特許法」において、物質の特徴をもって特別な薬品又は化学製品の方法発明として特許請求することは、旧「特許法」の禁止するところではない。通常、薬品及び化学製品の調製方法が特許の性質を有するかどうかの認定方法は二つある。一つは技術発明にかかる原料に新規性があるかどうか、もう一つは生産された製品による創造性(進歩性)があるかどうかである。問題の特許請求の範囲は、式(I)化合物の薬品合成物の調製する方法で、その技術は式(I)化合物又はその薬用塩と薬用希釈剤又はその担体を混合することである。すなわち、それは一つの方法であり、特徴は特定原料の混合である。混合は生産のプロセスであり、製品自体ではない。従って、本件特許は特許法に違反しない。

## 特許権（判例）

### （3）コメント

これは、旧「特許法」に関する判例である。旧「特許法」は、その第 25 条において、「(1) 次の各号に掲げるものには、特許権を付与しない。①科学上の発見、②知的活動の法則及び方法、③疾病の診断及び治療方法、④食品、飲み物及び調味品、⑤薬品及び化学方法により得られる物質、⑥動物及び植物の品種、⑦原子核変換の方法により得られる物質。(2) 前項第 4 号から第 6 号までに掲げる製品の製造方法については、この法律の定めるところにより特許権を付与することができる。」と規定していた。

これによると、薬品について、製法特許は付与されるが物質特許は付与されないことになる。このため、実質的には物質特許であるにもかかわらず、製法特許として出願がなされ、特許が付与されるということがあったようであり、本件もその一例である。

問題となった特許の特許請求の範囲は、特定の原料の混合である。この方法の特徴は混合にすぎず、混合が新規性と創造性を有するかどうかは、むしろ混合される材料にある。上記旧「特許法」を厳密に解釈した場合、本件特許が製法特許として有効かどうか疑わしい。しかし、北京市高級人民法院は、旧「特許法」第 25 条 2 項の適用範囲を拡大して、「新原料、新産物及び予想できない性質及び用途」を方法の特徴とする特許請求の有効性を確認した。

現行法(1992 年改正「特許法」)第 25 条は第 4 号及び 5 号を削除したので、現在では薬品についても物質特許が付与されることとなっている。

## 2. 特許出願権の訴訟時効

① 事件の性質	特許出願権紛争
② 第一審	北京市第一中級人民法院
③ 原告	北京市瑞德宝生物分解製品公司 鉄道部労働衛生研究所
④ 被告	潘則林、趙平萍
⑤ 関連条項	「民法通則」第 135 条、第 137 条
⑥ キーワード	特許出願権、訴訟時効、訴訟参加
⑦ 出典	「科技と法律」2001 年第 1 期

### （1）概要

鉄道部労働衛生研究所（以下「労働衛生研究所」）は、90 年代初頭、新型の技術を研究していた。1994 年、北京市瑞德宝生物分解製品公司（以下「瑞德宝公司」）が設立され、同年 8 月、瑞德宝公司与労働衛生研究所は、「生物分解製品シリーズの共同開発、生産、経営に関する契約」を締結し、労働衛生研究所の生物分解弁当容器技術を基礎に生物分解製品シリーズを協力して開発し、開発した技術を共有することに合意した。

1996 年 1 月 29 日、瑞德宝公司是、潘則林との間に協議書を締結し、潘則林が所有する技術を労働衛生研究所の技術と結び付け、瑞德宝公司与協力して製品を開発し経営すること、双方が協力し開発する「生物分解製品シリーズ」の技術成果に関する権利が双方に帰属することとし、瑞德宝公司の特許の出願単位となること、いずれの当事者も当該権利を第三者に譲渡してはならず、技術秘密を保持するものとするに合意した。

1996 年 6 月、潘則林とその妻の趙平萍は、「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」の名称により特許局に発明特許を出願し、発明者は潘則林及び趙平萍とした。1996 年 12 月に当該特許の出願が公開された後、1997 年 6 月、潘則林は瑞德宝公司を辞職した。

1999 年 6 月 17 日、瑞德宝公司是潘則林と趙平萍を被告として訴訟を提起した。2000 年 4 月 12 日、労働衛生研究所はこれに第三者として訴訟参加を申立てたが、裁判所はこれを原告として追加した。

### （2）判決の要旨

本事案における「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」は、すでに被告により発明特許出願がなされている。原告である瑞德宝公司与労働衛生研究所は、その共同開発した技術が被告らの特許出願技術と同じであると主張するが、この事情の下においては、瑞德宝公司与労働衛生研究所が「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」について技術成果権を主張する法的根拠は十分でない。したがって、瑞德宝公司与労働衛生研究所の「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」に対する技術成果権の確認請求を支持することはできず、本件原被告間の紛争は特許出願権の訴訟時効に関するものというべきである。なお、「民法通則」第 135 条

## 特許権（判例）

に基づきそれを2年間とした。

### （3）コメント

#### 1. 労働衛生研究所の訴訟上の地位に関する問題

労働衛生研究所と瑞徳宝公司是、共同開発契約を締結した。両社は、これに基づいて、被告の「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」の特許出願行為に対し共同訴訟を行う権利を有することを明らかにした。本件訴訟請求が成立すれば、労働衛生研究所と瑞徳宝公司の利益は完全に一致する。民事訴訟事件において独立の請求権を有する第三者が訴訟参加すると、原告の地位は変化し被告に相当する立場に立つ。第三者の請求は原告の請求を減殺する。本件では、原告瑞徳宝公司が特許出願と技術成果に関する権利を有することを労働衛生研究所は否定しない。したがって、労働衛生研究所は第三者として訴訟に参加させず原告に追加した裁判所の判断は正当である。

#### 2. 技術成果権と特許出願権に関する問題

本件において、瑞徳宝公司与労働衛生研究所は、「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」技術成果と特許出願権が両社に帰属することの確認を求めた。当該技術はすでに特許の出願段階にあり、瑞徳宝公司与労働衛生研究所が技術成果権を主張しても意味はない。裁判所が特許出願に関する紛争として本件を判断したのは適切であったと考える。

#### 3. 訴訟時効期間に関する問題

被告潘則林と趙平萍の「全澱粉生物分解弁当容器の製造方法」に関する特許出願は、1996年12月11日に公開された。原告らは、遅くともこの特許出願が公開された日にはその特許出願権が侵害されたことを知ることができたはずであるとされた。特許出願の公開は専門的な刊行物に掲載されるので現実には公衆の目に触れるものではないが、公衆に通知するための制度である。この日に原告らがその出願権侵害の事実を知りえたというのは致し方のないところである。

本件では、特許出願権の訴訟時効期間を《民法通則》第135条の一般規定に基づいて2年間としたが、この判断は適切であったと考える。

# 商標権をめぐる紛争事例

## 商標権(判例)

### 1. 質量技術監督局に対する行政訴訟

- ① 事件の性質 行政訴訟
- ② 裁判所 山東省済南市歴城区人民法院(第一審、2000年12月27日)
- ③ 原告 広西省梧州市新華電池(集団)有限公司
- ④ 被告 山東省質量技術監督局
- ⑤ 関連条項 「製品品質法」第15条2項2号  
「商標法」第38条2号  
「商標法実施細則」第43条1項5号  
「行政再議法」第5条
- ⑥ キーワード 模倣品、質量技術監督局、事件の移送
- ⑦ 出典 「中華商標」2001年第4期

#### (1) 概要

2000年3月、被告が福建省南孚電池有限公司と協力して模倣品の取締を行った際、泰安市泰山電池有限公司(以下「泰山電池公司」)が製造した模倣品として原告のR20型「SUNWATT」電池を2205箱、価格にして30万以上を発見し押収した。この原告のR20型「SUNWATT」電池について、被告は、「MADE IN CHINA」及び「新華」の標示があるだけで工場の名称及び住所がないため、商標の冒用行為と認定できないとして、3月7日、原告に対し、泰山電池公司との間に共同経営関係又は加工委託関係があるかどうかを調査するよう求める書簡を送った。

3月9日、原告は被告に対し、泰山電池公司製造の電池が模倣品であるとの報告書、登録商標「SUNWATT」のコピー、泰山電池公司との間には業務上の関係はない旨の声明を提出するとともに、泰山電池公司による「SUNWATT」電池の製造に関するデータを明らかにして、この押収した模倣品を廃棄するよう求めた。

被告はこれに回答することなく、模倣品の没収・廃棄について以下のとおり判断した。

- ① 泰山電池公司の製品は推薦された規格に従って製造されているので、人の健康及び財産の安全をおびやかすものではなく、「製品品質法」に基づく没収はできない。泰山電池公司の製品はサンプリング検査に合格しており、使用価値を有する。したがって、没収することも、廃棄することもできない。
- ② しかし、本件製品は「製品品質法」第15条2項2号の要求する「中国語による製品名、工場の名称及び工場所在地の表示」がないのでこれを是正させ、罰金に処する。

泰山電池公司は、被告の監督の下、2205箱のR20型「SUNWATT」電池に表示された文字標識に「泰安市泰山電池有限公司」の標識のあるクラフト紙を貼付して覆い隠すとともに、泰山電池公司の工場の名称及び住所を付してこれを出荷した。

#### (2) 判決の要旨

## 商標権（判例）

2000年9月8日、原告は、山東省済南市歴城区人民法院に行政訴訟を提起し、以下の判決を求めた。

- ① 被告の処罰決定を取り消す。
- ② 泰山電池公司の原告の登録商標専用権侵害について法的責任を追及するため、本件を関係工商行政管理機関及び司法機関へ移送するよう命ずる。

2000年12月27日、山東省済南市歴城区人民法院は第一審判決を下し、被告による処分の事実関係は明らかであり、根拠は十分で、法律の適用は正確になされており、維持すべきである。同時に、被告は、原告による起訴の前に、すでに関係資料を公安機関に移送しており、他の行政機関に移送する必要はないと判示した。

### （3）コメント

本件は、被告が「新華」の登録商標が付された偽物の製造・販売事件について、「製品品質法」の見地からのみ処理して終結したものである。質量技術監督局の権限外の事案ではあるが、政府機関としては適切を欠き、原告の不服審査の申立てはもっともであると考えられる。判決は、事件が公安機関に送付されたため原告の請求を認めなかったが、質量技術監督局が商標法侵害事案を発見した場合には関係機関に通知をすべきことを肯定している点で注目される。

## 2. ドメインネーム登録と商標権侵害 — 「hotmail.com.cn」

- ① 事件の性質 商標権侵害及び不正競争
- ② 担当機関 北京市第一中級人民法院（第一審）
- ③ 原告 微軟公司（マイクロソフト社）
- ④ 被告 天津医薬集団
- ⑤ 関連条項 「商標法」第3条、第9条、第38条、  
「反不正競争法」第5条
- ⑥ キーワード ドメインネーム、周知商標、不正競争
- ⑦ 出典 「中国特許及び商標」2001年第2期

### （1）概要

「hotmail.com」は、原告がインターネットでユーザーに無料提供する電子メールサービスのウェブサイトであり、現在ではインターネットユーザーの間で周知のサービスとなっている。原告はまた、「Hotmail」のサービスマークを有し、1999年に中国で登録している。

被告は、1997年11月20日、「hotmail.com.cn」のドメインネームを登録したが、実際には使用しなかった。原告は、被告がその「Hotmail」の商標権を侵害し、不正競争行為に従事していることを理由として、北京市中級人民法院に訴訟を提起した。

本件においては、被告が「hotmail.com.cn」のドメインネームについて所定の費用を納めていなかったため、被告は、1999年11月20日以降これを保有していなかった。

### （2）判決の要旨

法院は以下の判断を下し、原告の請求を棄却した。

被告が1997年11月20日に「hotmail.com.cn」を登録した当時、原告の「Hotmail」商標は中国ではまだ登録されていなかった。また、原告の「Hotmail」の標識によるサービスは、インターネットでの無料電子メール以外には中国では一般公衆に知られておらず、被告が本件ドメインネームを取得した当時、「Hotmail」は周知商標ではなかった。被告は、本件ドメインネームを実際に使用せず、また、「Hotmail」の標識により原告のサービスマークと同一又は類似のサービスを提供していない。したがって、被告の本件ドメインネームの登録行為は原告の商標専用権を侵害するものではない。

原告の「hotmail.com」ウェブサイトはインターネットにおいて一定の周知性を有するが、原告の提供した証拠は「hotmail.com」が1997年11月20日以前に周知であったことを証明するに足りない。被告は、本件ドメインネームを登録したが、実際には使用していないため、原告が「Hotmail」のサービスマークにより商業活動を行うことを妨害しておらず、原告に損害を与えていない。かつ、被告は1999年11月20日以降、本件ドメインネームを保有していない。さらに、被告は、「Hotmail」を商号として使用しておらず、原告の有している

## 商標権（判例）

企業名称権を侵害していない。したがって、被告が本件ドメインネームを登録した行為が不正競争を構成するとの原告の主張は認容できない。

### （3）コメント

本件では、ドメインネームの取得が商標権の侵害を構成するか、不正競争を構成するか、の2点が争われた。

商標は、中国で登録されるか、周知商標と認められるのでなければ保護されない。周知商標の保護は、「工業産権保護に関するパリ条約」第6条の2に基づくものである。本件では、被告が「hotmail.com.cn」のドメインネームを取得した当時、原告は「Hotmail」商標を登録しておらず、また、その当時この商標に周知性があったとは認められなかったため敗訴することとなった。

「反不正当竞争法」第5条は、「事業者は次に掲げる手段を用いて市場取引に従事し、競争者に損害を与えてはならない。… ②無断で著名な商品に特有の名称、包装若しくは装飾を使用し、又は著名な商品と類似する名称、包装若しくは装飾を使用して、他人の著名な商品と混同させ、購入者をして当該著名商品と誤認させること。③無断で他人の企業名称又は氏名を使用し、他人の商品と誤認させること。④ …」と規定している。この法律においては、「商品」はサービスも含んでいる。しかし、法院は、原告の「hotmail.com」のウェブサイトが著名なウェブサイトであると認定しなかったため、第5条2項は適用されなかった。

また、被告は「Hotmail」を企業の商号として使用しなかったため、原告の有する企業名称権を侵害しておらず、第5条3項も適用されなかった。

### 3. 使用許諾契約の範囲を超えた商標の使用—「金鎖匙」と「金钥匙」

- ① 事件の性質 商標権侵害
- ② 担当機関 北京市第一中級人民法院(第一審、2000年12月8日)
- ③ 原告 東莞市雅文飾品有限公司
- ④ 被告 北京金钥匙礼品制作有限公司
- ⑤ 関連条項 「商標法」第38条
- ⑥ キーワード 商標権侵害、商品(役務)の区分、宣伝用パンフレット、名刺
- ⑦ 出典 「中華商標」2001年第3期

#### (1) 概要

原告は、1987年7月10日、「金鎖匙」という、図形と文字を組み合わせた商標を登録した。指定商品は第26類のボタン、飾り針であり、商標は鍵形図形の下方に漢字で「金鎖匙」、右に英語で「GOLDEN KEY」を配したものである。同時に、「金鎖匙牌」という図形と文字を組み合わせた商標を登録した。指定商品は第14類(もとの第56類)のアクセサリ、ネックレス、指輪、表彰メダルなどであった。両商標の図形と文字の組み合わせは同じで、存続期間は2007年7月9日までとされた。

被告は、1997年4月16日に設立された工芸美術品、宣伝用無料配布物などの製作と販売を経営範囲とする会社である。1997年5月1日、被告は、南京金钥匙經貿公司与商標使用許諾契約を締結した。契約では、南京金钥匙經貿公司在1994年11月21日に商標登録した鍵図形のサービスマークを指定役務第35類「經營管理補助などのサービス」において使用する権利が被告に付与された。期間は1997年5月1日から2004年11月20日までとされた。

この鍵図形サービスマークの鍵図形は、原告の上記登録商標の鍵図形と同一であり、被告の職員の名刺及びその営業場所の商品広告標識には、原告が商標登録した商標の図形と同一の鍵図形が印刷されており、その下方には「金钥匙」という小文字が表示され、右に登録商標であることを示す「R」の文字が表示されている。被告のパンフレットの表紙及び大部分の頁にも鍵図形と「金钥匙」及び「GOLDEN KEY」の文字が表示されている。このパンフレットの内容は、ピアス、ネックレス、鍵形の鎖、ネクタイピン、ブローチ、記念章、マークなど被告の商品の紹介である。

#### (2) 判決の要旨

第一審の北京市第一中級人民法院は以下のとおり判示した。

原告は、第14類と第26類の指定商品について二つの「金鎖匙」の商標権を有している。したがって、原告の許諾なくして、この指定商品についてこれらの商標を使用することはできない。

## 商標権（判例）

被告は、アクセサリ、飾り針、ネックレス、指輪、表彰メダル商品を販売する経営場所のサイン及びパンフレットに、原告の登録した商標と同一又は類似の鍵図形及び「金钥匙」と「GOLDEN KEY」の文字を使用した。これは原告の商標権を侵害するものである。

- ① 被告である北京金钥匙礼品制作有限公司は、直ちに商標権侵害の行為を停止せよ。
- ② 被告は原告の 74,371.30 元の経済的損害を賠償せよ。
- ③ 原告のその余の請求を棄却する。

被告はこの判決を不服として北京市高级人民法院に上訴した。

### （3）コメント

原告の「金鎖匙」の商標と被告の「金钥匙」の商標は、鍵形の図形が同一で、文字の表示も「鎖」と「钥」の一文字は異なるが字体も語義も類似しており、同一又は類似の商品に使用された場合、消費者には区別が難しい。被告は、「金钥匙」の商標権者から専用使用権の設定を受けているが、この商標は第 35 類の指定役務「経営管理補助などのサービス」に関するものであり、アクセサリ、ネックレス、指輪、表彰メダル等の指定商品については原告がすでに商標権を有しているから、原告の商標と類似する「金钥匙」の商標を使用することはできない。この点について、判決は正当である。

他方、被告が従業員の名刺に「金钥匙」の商標を使用した行為について、判決は商標権侵害を構成しないとしている。しかし、当該名刺を使用する従業員がアクセサリ、ネックレス、指輪、表彰メダル等の販売に従事している場合は、名刺もまた宣伝用パンフレット等と同様に商標権の侵害を構成しうるであろう。この点、本件判決は請求を棄却しているが、若干疑問が残る。

## 4. 著名な著作物の商標登録出願への異議申立—「バットマン」

- ① 事件の性質 商標登録出願に関する異議申立て
- ② 担当機関 国家工商行政管理总局商標評審委員会(2000年12月31日)
- ③ 再審申立人 DC科米斯公司(DCコミックス社)
- ④ 再審被申立人 中国江蘇省灌雲県図河郷雲興醬酢廠
- ⑤ 関連条項 「商標法」第19条、「商標法実施細則」第25条1項、  
「著作権法」第45条
- ⑥ キーワード 商標登録出願、異議申立、商品の区分、周知商標、著作権侵害
- ⑦ 出典 2001年3月4日『中国工商報』2面—「商標世界」

### (1) 概要

1994年7月、被申立人がその製品である醤油と酢(商品分類第30類)について、「安福」という文字及びこうもり図形の組み合わせによる商標を登録出願した。商標局は審査のうえ1995年12月7日に当該商標を公告した。1996年3月6日、申立人ほか1社がそれぞれ異議申請書を商標局に提出した。申立人は、異議申立ての理由として、申立人が「バットマン」の原型を創作して著作権を有し、商標として世界140ヶ国で650余件の登録をしており、中国でも多くの商品について登録を行った、被申立人の商標に使われているこうもりの図形は、「バットマン」の胸に付けてあるバッジのこうもりの図形と全く同じであり、明らかに申立人の商標専用権及び著作権を侵害していると主張した。

これについて、1998年7月、国家工商行政管理总局商標局は、類似商標ではなく消費者に誤認される懸念もないとして、申立人の登録異議は理由がないとした。

申立人は、これを不服として国家工商行政管理总局商標評審委員会に対し再審を求めたが、同委員会は以下の判断を示して、申立人の異議の申立てを却下し、商標局が行った被申立人の「安福及びこうもり図形商標」の登録を承認した。

### (2) 判決の要旨

被申立人の「安福及びこうもり図形商標」は、全体の構図、視覚的効果及び発音のいずれにも申立人が中国の第9、16、25、26及び28類の商品に対して登録した「バットマン及びこうもり人間図形商標」と著しく異なり、使用される商品も類似していない。申立人は「バットマン及びこうもり人間図形商標」と「こうもり図形」の著作権を有するが、こうもりは自然界に見られる動物であり、申立人が著作権により保護されるのはこうもりの特殊な表現形式にすぎず、これをもって他人のこうもり図形の使用を全て排除することはできない。

## 商標権（判例）

また、申立人が提供した資料は、その「こうもり図形」と「バットマン及びこうもり人間図形商標」が周知商標であることを十分に証明できない。

### （３）コメント

本件では、申立人が商標登録した指定商品と被申立人のそれとが全く異なったので、申立人の異議が認容されるには、①被申立人の商標が申立人の商標と類似するというもののほかに、②申立人の商標が周知商標であって、商品分類が異なっても他人が使用することが許されないもの（「著名商標」）であることを立証しなければならなかった。

しかし、本件では、被申立人の商標が類似商標であることの立証すら十分ではなかったとして、申立人の異議申立ては却下されることとなった。

## 5. 商標登録前に登記された商号の商標的使用—「恒盛」

① 事件の性質	商標権侵害
② 担当機関	福建省泉州市中級人民法院（第一審）、 福建省高級人民法院（第二審）
③ 原告	芳芳陶瓷廠
④ 被告	恒盛陶瓷建材廠
⑤ 関連条項	「商標法」第3条、第38条第1項第1号
⑥ キーワード	商標専用権、企業名称権、類似、二審
⑦ 出典	「中華人民共和國最高人民法院公報」2001年第3期

### （1）概要

被告は、1992年、工商行政管理部門に福建省南安市恒盛陶瓷建材廠として名称登録を行った。原告は、1993年2月、国家工商行政管理局商標局の認可を得て、「恒盛」という図形と文字を組み合わせた商標を登録し使用した。指定商品は第29類タイルであった。

1998年10月、原告は、被告に対する訴訟を泉州市中級人民法院に提起した。その理由は、被告がその製造するタイルに原告の登録商標と類似する商標を使用し、故意に消費者に誤認させ、原告の商標登録専用権を侵害したということである。したがって、被告は権利侵害責任を負うべきである。

原告の財産保全申請に基づき、法院は被告のタイル完成品7,360箱を差押さえたが、全てのタイルに図形と「恒盛」二文字を組み合わせた商標が印刷されていた。また、「恒盛瓷磚」が表示された43,500箱の包装箱を差押さえたが、その包装箱に「福建省南安市恒盛陶瓷建材廠」の企業名称が印刷されていた。被告がタイルに使用した商標は商標局に登録されていないことも判明した。

### （2）判決の要旨

第二審法院は、審理の結果以下のとおり判断した。

被告の企業名称は原告の登録商標より先に登録されたものである。しかし、企業の名称は行政区画、商号、業種特徴、組織形態から構成されるもので、被告は製品の包装箱に企業の名称を明示すると同時に「恒盛瓷磚」の表現を使用した。「恒盛瓷磚」の表現は商品の名称であり、企業の名称ではない。これは原告の登録商標と誤認させる可能性があり、原告の登録商標専用権を侵害したものと認めるべきである。また、被告がその生産したタイルに使用した「恒盛」の文字は原告の登録商標と同一で、これも商標権侵害に該当する。よって、以下のとおり判決する。

第一審判決のタイルの登録商標専用権侵害部分を維持する。一審判決中、包装箱の商標

## 商標権（判例）

権侵害を認めない部分とタイルを包装箱と分離して廃棄する部分を取り消す。

### （３）コメント

本件は、原告の登録商標使用权と被告の商号使用权との関係に関するもので、また、原告の商標登録が被告の企業名称登録の後であったことが特別な点である。言うまでもなく、被告は企業名称（「恒盛」商号）について使用权を有する。当該使用は企業名称権の行使範囲であれば、たとえ原告の指定商品について消費者の誤認を生じさせることがあっても、被告の行為は原告の商標権侵害にはあたらないものとする。したがって、本件では、被告の行為が企業名称使用权の範囲内にあるかが問題となる。

国家工商行政管理总局「企業名称登記管理規定」の第 7 条によると、企業の名称は、屋号（又は商号）、業種又は営業上の特徴、組織形態より構成され、企業の名称には企業所在地の行政区画名称を冠しなければならない。また、同第 22 条は、企業が名称を使用するとき、登録された企業名称と同一でなければならない。公共飲食、商業、サービス業に限り適当に簡略することができるが、登記主管機関に届け出なければならない、と明確に規定している。

従って、被告が製品の包装箱と製品に使用した「恒盛瓷磚」又は「恒盛」はいずれも企業名称の使用权に含まないものとした第二審判決は適切である。

## 6. 未登録周知商標の先使用权—「炉灶曹」

① 事件の性質	商標権侵害
② 担当機関	北京市高級人民法院（第二審）
③ 上訴人（原審原告）	北京市東城区景山炉灶曹維修服務部
④ 被上訴人（原審被告）	北京市育徳建築安装工程公司
⑤ 関連条項	「商標法」第 38 条第 2 号、第 25 条、第 27 条 「商標法」実施細則第 48 条 「民事訴訟法」第 153 条
⑥ キーワード	未登録周知商標、先使用权
⑦ 出典	「中華商標」2001 年第 5 期

### （1）概要

「炉灶曹」は建国前に設立された老舗であり、曹氏一族がかまどの修理業務に使用したものである。1956 年の私的所有制企業の社会主義改造実行により、私営の炉灶曹は北京市西城区房屋管理局（以下西城区房管局）に吸収されたが、西城区房管局はその下に炉灶專業隊を成立し、引き続き「炉灶曹」を使用した。1997 年 9 月、同專業隊は北京市育徳建築安装工程公司炉灶專業隊という名称に改名（以下「育徳公司」）、育徳公司はかまど業務分野で「炉灶曹」の使用を継続した。80 年代から育徳公司は「炉灶曹」を宣伝しており、その結果、「炉灶曹」はかなりの知名度を有するようになったが、育徳公司は国家工商局に「炉灶曹」の商標登録申請をしていなかった。

これに対して、炉灶曹維修服務部はかまどの修理を主たる業務として経営する個人事業者であるところ、灶曹維修服務部は、1995 年 9 月 14 日に国家工商行政管理局商標局の認可を受け、指定商品を第 37 類かまど修理とする「炉灶曹」を商標登録した。

炉灶曹維修服務部は、育徳公司に対し、原告が「炉灶曹」の商標権者であり、被告の使用が商標権侵害であるとして提訴した。

### （判決の要旨）

北京市高級人民法院は、「商標法」第 38 条第 2 号と「民事訴訟法」第 153 条第 2 号の規定に基づき以下のとおり判決した。

- ① 一審の判決を取り消す。
- ② 育徳公司は直ちに「炉灶曹」の使用を停止せよ。
- ③ 炉灶曹維修服務部のその他の請求を棄却する。

### （3）コメント

## 商標権（判例）

本件は、北京市の法院が裁判した商標法実施細則第 48 条の解釈に関わる唯一の事案である。第一審及び第二審法院が相反する判決を下した主な原因は、この規定に対する理解の相違によるものである。同規定は、「1993 年 7 月 1 日までに連続して使用されたサービスマーク（公衆に知られているサービスマークを除く）について、他人の登録商標と同一または相似する場合でも、国家商標局の規定に基づき引き続き使用することができる」と規定している。

「炉灶曹」が公衆に周知の商標でなければ、育徳公司是当然当該サービスマークを引き続き使用することができる。問題は、同規定の「公衆に周知のサービスマークは除く」という規定の趣旨、すなわち、この除外規定は誰の権利を保護するために置かれたものか、商標権者の権利か、それとも先使用者の権利であるか、という点である。

規定の文言からは、公衆に周知のサービスマークであれば、先使用者は継続して使用してはならないことになるが、第一審法院の裁判官は、「商標法実施細則」第 48 条規定の趣旨は、当該サービスマークを使用し、これを公衆に周知の商標にした先使用者を保護しようとするものであり、この者がサービスマークの商標登録していない場合には同条の除外規定は適用すべきではない、として第二審判決を批判している。

## 7. 登録商標であることの詐称行為—「金猴」

① 事件の性質	登録商標詐称事件
② 担当機関	湖北省漢川市工商局
③ 当事者	楊某
④ 関連条項	「商標法」第30条、第34条
⑤ キーワード	登録商標、譲渡、変更、詐称
⑥ 出典	「中華商標」2001年第6期

### （1）概要

1982年9月30日、湖北省漢川県馬口製線廠は、その商品である「木紗団」及び「宝塔線」につき、「金猴」商標を登録した。1993年3月1日、「金猴」商標の登録は更新され、2003年2月28日まで期間が延長された。1996年12月17日、同工場と自営業者である楊某は登録商標定期譲渡契約書を締結し、同工場は2,000円で「金猴」商標を楊に譲渡することが合意され、楊は代金を支払った。また、譲渡の期間は1996年12月7日から2003年2月28日までとされたが、当該譲渡契約書は国家工商局的認可を受けていなかった。

1997年11月、漢川県が漢川市と変更されたのを受け、楊は無断で商標登録証書の「金猴」商標の登録者名義を「湖北省漢川県馬口製線廠」から「湖北省漢川市製線廠」へと変更し、登録住所を「湖北省漢川県馬口鎮」から「湖北省漢川市」へと変更した。また、商標登録標識に「jinhou」の文字を追加し、全ての標識に「登録商標」の文字を明記した。

### （2）判決の要旨

漢川市工商局は2000年の市場巡回検査に際し上記行為を発見した。しかし、楊は、商標権者から「金猴」商標の使用につき許諾を得ているので、担当官は商標の専用権侵害の可能性はないと判断した。

漢川市工商局は、楊に5000元の罰金を課す決定をした。楊の行為は登録商標であることを詐称する行為とする見解を採用したもの。楊は勝手に改変した「金猴」商標を使用したのみならず、改変前の「金猴」商標も使用したが、登録されたのは「金猴文字と図形」の商標のみであり、漢語表音の「jinhou」は登録されていない。しかるに、楊は改変後の商標に「登録商標」の文字を明記したのであるから、これは登録商標であることを詐称するものである。

### （3）コメント

楊の行為の性質に関する見解の相違は、関係法規に対する理解の相違に基づくものである。

- ① 登録商標を勝手に改変する行為を構成するかどうかについて
- ② 登録商標の詐称行為を構成するかどうかについて

## 8. 悪意による登録（冒認出願）の取消—「PLATIGNUM」

① 事案の性質	悪意で登録された登録商標の取消事件
② 終審	国家工商総局商標評審委員会
③ 原告	英国普蘭婷娜有限公司
④ 被告	日本普拉提納万年筆株式会社
⑤ 関連条項	「商標法」第 27 条、「商標法実施細則」第 25 条
⑥ キーワード	登録商標の取消し、国家工商総局の決定
⑦ 出典	「中華商標」2001 年第 7 期

### （1）概要

「PLATIGNUM」は、普蘭婷娜有限公司（以下、「普蘭婷娜」）が 1927 年以来万年筆に使用している造語商標であり、多くの国及び地域で登録され、筆記具商品に付され好評を得ている。

日本普拉提納万年筆株式会社（以下、「普拉提納」）は、「PLATINUM」の文字からなる商標を有し、本商標は、世界 20 の国及び地域において既に登録され、これを付した商品は多数の国及び地域で販売されている。

1979 年、普拉提納は、中国において、「万年筆、ボールペン、シャープペンシル及びインク」を指定商品として、1982 年には、「製図計測器、製図用具、及び付属文具」並びに「紙及び紙製品」を指定商品として、「PLATINUM」を商標登録したが、中国においては、右商標に「G」を加え、「PLATIGNUM」と商標登録した。

1985 年、オーストラリア及びマレーシアにおいて、双方の間で商標紛争が発生したことがあるが、普拉提納は、普蘭婷娜に対し以下の内容の書簡を送った。「貴社は長年にわたって『PLATIGNUM』商標を使用し、弊社は『PLATINUM』商標を使用している。双方は自己が使用している商標を異なる国で登録した。双方にとって有益な方法は、自己が登録商標を有する国で、相手方が商品の販売をすることを認めることである。

### （2）判決の要旨

商標法第 27 条及び商標法実施細則第 25 条の規定に基づき、国家工商総局は以下の裁定を行った。「普蘭婷娜有限公司が提起した日本普拉提納万年筆株式会社の登録商標「PLATIGNUM」（登録番号 1136255 号）に対する登録不当の請求には相当の理由があるため、商標登録を取消す。

### （3）コメント

#### 1. 「悪意による商標登録行為」について

「悪意による商標登録行為」とは、他人の商標であることを「明知」又は「応知」したうえで、の行為をいう。「明知」とは、明らかに知っていることをいい、「応知」とは、

## 商標権（判例）

知り得べきであることをいう。

商標法第 27 条は、「悪意による登録」という文言を直接には用いず、「詐欺手段又はその他の不正手段により登録をする」と規定している。商標法実施細則第 25 条に 5 つの不正手段が列挙されており、評審委員会は、「悪意による登録」は、「詐欺手段又はその他の不正手段で登録をする」行為に該当することを認めた。

### 2. 「商標の地域性」について

商標権の保護は一定の地域に限定して付与される。すなわち、商標は一国の主管機関に登録されることにより取得され、その効力は他国には当然には及ばない。「悪意による登録」を否定する目的は、商標の地域性を否定しようとするものではない。

### 3. 先使用主義について

中国の商標法は先使用主義を採用していない。商標登録者はその登録商標の商標専用権を有する。しかし、未登録商標は、先に使用されていても通常は有効な保護が与えられない。本件は、普蘭婷娜が「PLATIGNUM」商標を先に使用したという事実ではなく、普拉提納による「悪意による登録」を主たる理由として商標登録を取り消したものである。

## 9. 商標権侵害及び不正競争事件—「貝貝公司」

① 事件の性質	商標権侵害、不正競争紛争案
② 一審	北京市高級人民法院
③ 二審	最高人民法院
④ 原告	江蘇貝貝集团公司
⑤ 被告	温州貝貝ゴム靴有限公司
⑥ 原審被告	北京万通新世界商城有限責任公司
⑦ 関連条項	「商標法」、「反不正当競争法」
⑧ キーワード	商標専用権、不正競争、調停
⑨ 出典	最高人民法院「裁判文書」

### （1）概要

江蘇貝貝公司は数回に及ぶ改称の後、1992年11月、最終的に「江蘇貝貝集团公司」と改称した。この会社は、1997年に「貝貝」の文字、「B」の変形図形、「B」の畳綴図形について、登録商標を国際分類の第25類の商品について取得した。この会社の各種ゴム靴は全国的に好評で、消費者の高い信頼と知名度を得ている。

温州貝貝公司は、「瑞安市飛霞ゴム靴場」の名称で、1998年10月、名称を「温州貝貝ゴム靴有限公司」と改め、その経営範囲はゴム靴の製造及び販売とされた。温州貝貝公司は企業名称変更の前後、その生産、販売した体操靴の包装に「貝貝」の文字の商標を使った。温州貝貝公司の製品に「製品質量検査合格書」はあったが、「優良品質製品」の認証書はなかった。

北京万通新世界商城有限責任公司是、北京万通市場を経営請負人として、同市場の区画を小売商人に貸出し、管理費を徴収している。

江蘇貝貝公司の代理人は、1999年9月24日及び10月19日に北京万通市場を含むいくつかのデパートで温州公司の生産した『貝貝公司』の表示のある体操靴を購入した。その包装箱の装飾、色彩、図案は江蘇貝貝公司の製品の包装箱のそれと類似しており、「貝貝ゴム靴公司」の表示があった。

江蘇貝貝公司は、商標権侵害又は不正競争を理由として、温州貝貝公司及び北京万通新世界商城有限責任公司に対し別訴を提起した。

### （2）判決の要旨

一審判決は、1）温州貝貝公司及び北京万通公司が江蘇貝貝公司の権利を侵害する製品の生産及び販売を直ちに停止すること、2）江蘇貝貝公司に経済損害を賠償すること、3）全国的な新聞雑誌において公に謝罪すること、を命じた。

温州貝貝公司は、第一審の判決を不服として上訴した。

本件は、二審の最高人民法院において和解が成立し、1）温州貝貝公司及び北京万通公

## 商標権（判例）

司は江蘇貝貝会社に一定の金銭補償をすること、2）江蘇貝貝会社は他の請求を取り下げることに、が合意された。

### （3）コメント

本件において原告は、商標権侵害のほか、反不正当竞争法に基づく請求をしている。これは、反不正当竞争法第5条の以下の規定を根拠とするものである。

「経営者は、次の各号に記載する不正手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。…… 無断で著名商品に特有の名称、包装若しくはデザインを使用し、又は著名商品と類似の名称、包装若しくはデザインを使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であるとの誤認をさせること …… 商品の上において認定標識、著名優良標識などの品質標識を偽造し若しくは盗用し又は原産地表示を偽造して公衆を誤解させる品質の虚偽表示をすること」

本件において、江蘇貝貝会社の商品は著名商品であり、温州貝貝会社の製品の商標、包装は江蘇貝貝会社のそれに類似していた。また、温州貝貝会社の製品は優良品質商品の認証を受けていないにもかかわらず、「優良品質製品」の表示をしていた。これらにより、不正当竞争行為が認定されたものである。

## 10. 偽物の景品事件—「JING TANG」

① 事件の性質	商標専用権の侵害
② 一審	北京市高級人民法院
③ 二審	北京市高級人民法院
④ 原告	北京市糖業煙酒公司
⑤ 被告	北京市美厨食品公司
⑥ 関連条項	「商標法」第3条、第38条第2号、第4号 「商標法実施細則」第41条第1号
⑦ キーワード	景品、偽物
⑧ 出典	「商標通迅」2001年第6期

### （1）概要

北京市糖業煙酒公司（以下「糖業煙酒公司」）は、「JING TANG」の登録商標を保有するが、1999年10月20日から11月12日までの間、北京美厨食品公司（以下「美厨公司」）は、北京太陽宮批発市場と北京京西批発市場から総額4万元以上の「JING TANG」ブランド白砂糖2.4万袋（500g入れ）を購入した。

1999年10月20日以降、美厨公司是、上述の白砂糖の一部分を景品として自社生産のインスタントラーメンの包装箱に入れた。一箱に一袋入れ、また包装箱のパッケージに「箱の中に精美の景品が付いています」と表示した。集計によると、8,743袋の「JING TANG」ブランド白砂糖が景品としてインスタントラーメンとともに市場に出た。その後、北京市工商局門頭溝分局により美厨公司が購入した上記砂糖の景品について検査が行われ、糖業煙酒公司の偽物商品であると認定された。また、「JING TANG」商標が印刷されている包装袋も許可なく製造したものであった。なお、美厨公司是これに対し異議を申し立てなかった。

2000年初旬、糖業煙酒公司是美厨公司が自分の商標権を侵害したということを理由として、北京市第二中級人民法院に訴訟を提起した。糖業煙酒公司是、美厨公司に対し直ちに商標権侵害を停止し、公に謝罪し、経済損失62.1万元、商業信用上の損失200万元及びその他の損失94,832元を賠償し、全部の訴訟費用を負担するよう求めた。

### （2）判決の要旨

北京市第二中級人民法院は、商標法第3条、第37条、第38条第2号の規定に基づき、1) 美厨公司はその販売する商品の中に糖業煙酒公司的「JING TANG」登録商標専用権を侵害した商品を景品として付けてはならない、2) 美厨公司是糖業煙酒公司に対し公に謝罪せよ、3) 美厨公司是糖業煙酒公司的経済損失1万元、商業信望損失4万元及び糖業煙酒公司的訴訟費用を賠償せよ、と判決した。

美厨公司是一審の判決を不服とし、北京市高級人民法院に上訴した。二審法院は、原審

## 商標権（判例）

判決の認定事実は誤りがなく、適用法律は正確であると判断し、美厨公司の上訴を棄却し、原審を維持した。

（コメント）

商標法第 38 条第 2 号は、「他人の登録商標を盗用、偽造した商品と知りながら販売する」場合、登録商標専用使用権の侵害とみなすと規定している。よって、本件の主な問題は、景品付けの行為が商品の販売行為に含まれるかどうか、それが商標権侵害に必要な行為要素を満足するかどうかである。

本件の一審と二審法院は景品を付ける行為そのものが販売行為であると認めた。これは①美厨公司は他人の登録商標を盗用、偽造した商品を自社商品の包装箱の中に入れた。消費者に当該商品が取得される前提は必ずお金を払って美厨公司の商品を購入することである。消費者は法律行為の当事者として支払う義務を負担しており、これは無償の景品行為と本質的な違いがある。②美厨公司が他人の登録商標を盗用、偽造した白砂糖を景品としたのは利益を得るためで、その根本的問題は自社の商品の販売を促進するためである。③他人の登録商標を盗用、偽造した商品を景品とした結果からみると、美厨公司の景品を付けた行為は偽物である商品を流通させ、商標登録専用権者に経済的及び商業信用の面で損失を与えた。以上に基づき、美厨公司の行為は商標法第 38 条第 2 号の範囲の中に属すると認定することができる。

商標法実施細則第 41 条第 1 号は、「他人の登録商標専用使用権を侵害する商品であることを知り又は知るべきであるのに、これを販売した行為」は、商標法第 38 条第 4 号に定められた登録商標専用権を侵害する行為に該当すると規定している。商標法第 38 条第 2 号の規定と異なり、同条項は「経銷」という用語を使用している。「経銷」というのは経営と販売の双方を包括する。したがって、美厨公司の景品を付ける行為が典型的な販売行為でないとしても、商品の経営行為であることは明らかである。よって、糖業煙酒公司はこれを根拠として、美厨公司に対し請求をしたものである。

## 11. 不使用取消事件—使用許諾契約のない子会社による商標使用

① 事件の性質	登録商標の不使用取消事件
② 審理	国家工商局行政管理局商標局
③ 出願者	イタリア M 製造有限公司
④ 被出願者	中国 S 社
⑤ 関連条項	旧「商標法」第 30 条 「商標法実施細則」第 29 条
⑥ キーワード	不使用取消、使用証明、登録使用許諾契約
⑦ 出典	「中華商標」2001 年 8 月号

### （1）概要

S 社は、「S」の文字と図形の商標を有しているが、当該商標は 1982 年 2 月 28 日に国家工商行政管理局商標局（以下「商標局」）において登録され、登録番号は第 154382 号であった。1993 年、この商標は商標登録の更新がなされ、S 社はその生産する 50 系統以上、500 種類以上の製品にこの商標を使用していた。1998 年、S 社は他の出資者と合弁で X 有限公司を設立し、その 68.5%の持分を保有することとなり、この時からこの会社は「S」の文字と図形の商標を使用しはじめた。しかしながら、この商標を使用するについて、X 有限公司は S 社との間に商標譲渡契約又は商標使用許諾契約を締結しなかった。S 社は、その後ほとんど製品を生産しておらず、「S」の文字と図形の商標をまったく使用しなかった。

2001 年 3 月 24 日、S 社は、商標局より「登録商標の使用証明の提供に関する通知」を受領した。この通知には、「中国貿易促進委員会特許商標事務所が代理するイタリア M 製造有限公司が「商標法」第 30 条 4 項及び「商標法実施細則」第 29 条の規定に基づき継続して 3 年間使用を停止していることを理由として、貴廠が本局に登録している第 154382 号の「S」文字と図形の商標の取消しを申請している」と記載されていた。また、「「商標法実施細則」第 29 条の規定に基づき、貴廠が本通知を受領した日（貴廠が本通知を受領した日を起算日とする）から 3 ヶ月以内に、本局に対し、1997 年 12 月 28 日から 2000 年 12 月 28 日までの期間に当該登録商標を使用したことの証明又は使用しないことの正当理由を提出されるよう求める。期間内に使用証明を提出しない場合又は証明できない場合、本局は法に従い本件登録商標を取り消す。」と記載されていた。

### （2）判決の要旨

S 社は、その「S」文字と図形の商標の使用を証明するため、①現地工商局の年検公証、製品目録の印刷領収書 1 セット、「中国商検報」に記載された S 社の「S」の文字と図形の商標を明記した企業広告を提出した。

## 商標権（判例）

商標局は、S社が提出した証拠に基づき、S社の登録商標を維持すると裁定した。

（コメント）

登録商標の使用を継続して3年間使用しなかった場合、《商標法》第30条第4号の規定に基づき、商標局は、期限を定めて是正を命じ又はその商標登録を取り消すことができる。また、《商標法実施細則》第29条1項は、商標法第30条4項の行為があった場合、何人でも商標局に当該登録商標の取消しを請求することができることとし、その場合、商標局は商標登録者に通知し、通知受領の日から3ヶ月以内に使用証明書または不使用の正当理由を提出させなければならない、と規定している。イタリアM有限公司は、これらの規定に基づいて商標局にS社の本件商標登録の取消しを請求したものである。

ところで、本件登録商標は、商標登録者であるS社が自ら登録商標を使用しておらず、その子会社であるX有限公司に使用させている。《商標法》第26条1項によると、「商標登録者は、登録商標使用許諾契約の締結によって、他人にその登録商標の使用を許諾することができる」のであり、同条3項は、「登録使用許諾契約は商標局に届出及び登録をしなければならない」と規定している。

しかし、X有限公司との間では商標使用許諾契約を締結していないし、商標局への届出及び登録もなされていない。このような場合、両社間の登録商標の使用許諾契約は無効のはずである。X有限公司は、S社が68.5%の持分を有する子会社ではあるが、別個独立の法人である。商標局がX有限公司による本件商標の使用をS社による商標の使用と認定したのは、上記《商標法》の規定に照らし適切を欠くように見える。

## 12. 商標権侵害事件—「白市駅」と「白市駅特色」

① 事件の性質	商標専用権の保護範囲に関する紛争
② 第二審	重慶市高級人民法院
③ 上訴人	重慶市凌峰食品有限公司
④ 被上訴人	重慶市白市駅板鴨廠
⑤ 関連条項	旧「商標法」第 38 条、「商標法実施細則」第 41 条
⑥ キーワード	著名商標、周知商標、誤認
⑦ 出典	「電子知的所有権」2001 年第 8 期

### （1）概要

重慶市巴県白市駅区食品経営管理站は、1979 年 10 月 31 日、「白市駅」商標の登録を出願し、その専用権を取得した。当該商標は、「白市駅」三文字を板鴨の外形に変形した図形及び文字の組合せによるものであり、商標登録が更新され、有効期間は 2003 年 2 月 28 日までとなっている。1998 年、国家工商管理总局の認可を得て、当該商標専用権者の企業名称は、「重慶市白市駅板鴨廠」と変更された。同年 2 月、当該商標は重慶市工商行政管理局により重慶市著名商標と認定された。

重慶市凌峰食品有限公司は、1997 年 4 月 21 日、重慶市渝中区工商局に登録され設立された会社で、「凌峰」マークの板鴨を主として生産、販売し、当該商品のパッケージには「白市駅特色」という 5 文字を明記していた。

1997 年 5 月 17 日、重慶市白市駅板鴨廠は、重慶市凌峰食品有限公司がその生産、販売した板鴨のパッケージに明記した「白市駅」3 文字は消費者を誤認混同させる可能性が高く、登録商標「白市駅」の専用権を侵害するものであることを理由に訴訟を提起し、裁判所が被告の権利侵害行為の停止と、原告に対する 10 万元の損害賠償を命ずる判決を下すよう求めた。

### （2）判決の要旨

二審判決で、重慶市高級人民法院は以下のとおり判断した。

上訴人である被告がその商品のパッケージに使用した「白市駅特色」5 文字は商標ではない。被上訴人である原告の登録商標は「白市駅」3 文字で、芸術性を有する特定商標であり、「凌峰」マークの商標と全く異なるものである。被告の行為は、「商標法」第 38 条及び「商標法実施細則」第 41 条が規定する登録商標専用権を侵害する行為ではない。したがって、板鴨商品のパッケージに「白市駅特色」の 5 文字を使用する被告の行為は、原告の登録商標専用権を侵害しない。

### （コメント）

《商標法》第 38 条及び《商標法実施細則》第 41 条は、登録商標専用権の侵害行為を列

## 商標権（判例）

挙している。本件の被告の行為は、《商標法》第 38 条 1 号及び《商標法実施細則》第 41 条 2 号に該当する可能性がある。

《商標法》第 38 条 1 号は、登録商標の所有者の許諾なしに同一商品または類似商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用する行為を登録商標の専用権の侵害とみなしている。被告が「凌峰」マークの板鴨に使用した「白市駅特色」の表示は、単に自分の商品が美味であることを示し、あるいは商品の品質を暗示するにすぎない。すなわち、これを商標と認めることはできないから、《商標法》第 38 条 1 号を適用すべきではないと考える。

しかし、《商標法実施細則》第 41 条 2 号の適用については検討を要する。同条は、「同種又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の文字又は図形を商品の名称又は商品装飾として使用し、かつ、誤認を生ずるに足る場合は、登録商標の専用権を侵害する行為に属する」と規定している。原告と被告は同種の商品を製造しており、原告は「白市駅」マークの板鴨の登録商標を有している。被告は自らの商品に「白市駅特色」の 5 文字を使用した。この被告の行為は原告の登録商標「白市駅」の専用権を侵害したといえるかが問題となる。この点、《商標法実施細則》第 41 条第 2 項は、さらに 2 つの要件を規定している。①他人の登録商標と同一又は類似の文字又は図形を商品の名称又は商品装飾として使用すること、②消費者の誤認を生ずるに足ること、である。

## 13. 商標権侵害事件 — 「老糟坊」と「老糟房」

① 事件の性質	商標権侵害紛争事件
② 第二審	最高人民法院
③ 上訴人(被告)	安徽省迎駕酒業株式会社
④ 被上訴人(原告)	安徽省双輪酒業有限責任公司
⑤ 関連条項	「民法通則」第 118 条、 旧「商標法」第 18 条、第 25 条、第 37 条、第 38 条、 第 1 号、「商標法実施細則」第 21 条第 1 項
⑥ キーワード	商標専用権、類似、再審、原判決維持
⑦ 出典	最高人民法院(2001)民三終字第 9 号民事判決書

### (1) 概要

瀘州太陽神酒工場(以下「太陽神酒工場」)は、「老糟房」商標を有していたが、2001 年 1 月、「太陽神酒工場」から「三橋公司」へ、さらに同月、「三橋公司」から安徽省双輪酒業有限責任公司(以下「双輪公司」)へと譲渡され、同年 2 月に「老糟房」商標の双輪公司への譲渡は商標局に許可され、公告された。双輪公司は、同日から「老糟房」白酒を生産・販売し、同時に当該白酒商品に「老糟坊」という文字も使用した。

他方、安徽省迎駕酒業株式会社(以下「迎駕公司」)は、1998 年 10 月から「老糟坊」白酒商品を生産・販売し、巨額の広告費用を投入して宣伝を行った。2000 年 11 月、迎駕公司は商標局に「老糟坊」商標の登録出願をしたが、「老糟房」に類似するという理由で拒絶された。2001 年 4 月、迎駕公司は商標評審委員会に拒絶された商標の再審査を申請し、受理されている。また、迎駕公司は「老糟坊」文字を使用した白酒商品の瓶、包装箱についてそれぞれ外観デザインの特許出願をし、当該「老糟坊」白酒瓶は同年 1 月に外観デザイン特許権を取得した。

双輪公司は、迎駕公司が白酒商品に「老糟坊」という文字を使用することにより「老糟房」商標専用権を侵害したとして訴訟を提起し、勝訴した。そこで、迎駕公司は、原審の判決を不服として、上訴した。

なお、原審において、商標局は 2001 年 4 月 17 日付け「『老糟坊』と『老糟房』登録商標との類否についての回答」を提出した。その主な内容は、1)「老糟房」商標は双輪公司の登録商標であり、その専用権は法律により保護される、2)迎駕公司が白酒商品に使用する「老糟坊」という文字は双輪公司の登録商標と類似する、というものであった。

### (2) 判決の要旨

第二審の判決は、1)双輪公司は合法的に商標専用権を取得した、2)双輪公司の不正競争及び商標権の乱用であるとの主張は証拠が不十分である、3)「老糟坊」と「老糟房」は普通の消費者の普通の注意力では混同する可能性がある、4)商標局は両者が類似すると

## 商標権（判例）

認定している、というものであり、上告を棄却し、原判決を維持するとした。

### （３）コメント

本判例は、商標侵害行為の認定しているが、そのポイントは以下のとおりである。

- ① 商標侵害行為が認められる前提として、登録商標専用権が適法に存在しなければならない。
- ② 上告人が使用している商標が商標法で禁止された類似商標といえるかどうかに関して最も問題となるのは類否の判断基準である。
- ③ 裁判所は独自に「類似」商標といえるかどうかを判断する。つまり、裁判所は商標が類似するかどうかを法規に基づいて判断するのであって、行政部門の意見はその判断のための単なる参考となるにすぎない。

## 14. 商標的使用の認定—コンピューター—画面上の表示

① 事件の性質	商標専用権に関する紛争
② 第一審	北京市第一中級人民法院
③ 原告	石家庄福蘭德事業有限公司
④ 被告	藍点軟件技術(深セン)有限公司 北京中関成電腦科技發展有限公司
⑤ 関連条項	旧「商標法」第 38 条第 1 号 「商標法実施細則」第 41 条第 2 号
⑥ キーワード	商標、商品装飾
⑦ 出典	「中華商標」2001 年第 11 期

### （1）概要

1996 年 8 月 14 日、石家庄福蘭德事業有限公司（以下「福蘭德公司」）は、国家工商行政管理  
局商標局から「小秘書」の登録商標専用権を獲得した。その指定商品は第 9 類、すなわち、  
電話番号速撥器、通信航路標識設備、電子計算機とその外部の設備及びパソコン記事本で  
ある。

福蘭德公司是、2000 年 9 月 14 日に北京中関成電腦科技發展有限公司（以下「中関成公司」）  
から「軟件藍点 Linux2.0」という製品を購入した。「藍点 Linux2.0」操作システム技術指南（以  
下「ユーザーマニュアル」）は、その K メニューの中において、応用プログラムを包括して「電  
子小秘書」と表現している。「電子小秘書」の字体は明朝体である。

ユーザーマニュアルの「電子小秘書」には、「電子小秘書(K organizer)は KDE 個人情報助  
手で、あなたの仕事、学習又は生活計画を管理する工具に使われます…」と記載され、「電  
子小秘書 K organizer」のコンピューター画面は、ユーザーが「電子小秘書」応用プログラ  
ムを使った後、コンピューターのスクリーンに「電子小秘書」応用プログラムの画面を表示し  
ている。

当該画面の最上には「電子小秘書」という字句があり、その字体は明朝体であった。しか  
し、「藍点 Linux2.0」操作システムソフトウェアのパッケージの下は、「電子小秘書」又は「小  
秘書」という字句はなかった。

福蘭德公司是、当該製品が福蘭德公司的商標専用権を侵害したとして、法院に訴えを提  
起した。

### （2）判決の要旨

北京市第一中級人民法院は以下のとおり認定した。

「電子小秘書」は、「藍点 Linux2.0」操作システム中の一つの組成部分として、当該システ  
ムの機能モジュールの名称であり、当該モジュールの機能及び用途を表示しているため、

## 商標権（判例）

藍点会社が原告の商標専用権を侵害したという主張は認められない。中関成会社の販売行為が原告の商標専用権を侵害したという原告の主張も認められず、原告の請求を棄却する。

### （３）コメント

旧《商標法》第 38 条第 1 号によれば、登録商標の所有者の許諾を得ることなく同一商品又は類似の商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用した場合、登録商標専用権の侵害となる。したがって、同号の権利侵害行為と認められるには、登録商標と同一又は類似の標章が商標として使用されることが必要となる。本件において、法院は藍点会社の製品と原告の製品が同種であることは認めた。しかし、商標とは商品生産者又は役務提供者が自分の商品又は役務が他人の商品又は役務と区別するための標識であるが、藍点会社の「藍点 Linux2.0」における「電子小秘書」は操作システム中の一つの機能モジュールの特定機能及び用途のみを示し、商品の出所を区別する機能を有しないので、商標には当たらない。よって、法院は旧《商標法》第 38 条第 1 号の権利侵害行為は認められないとした。

旧《商標法実施細則》第 41 条は、旧《商標法》第 38 条第 4 号が「他人の登録商標の専用権その他に損害を与えたとき」と規定しているのを受けて、その具体的な内容を規定したものである。その第 2 号によると、同一種類又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似する文字、図案を商品の名称又はデザインとして用いて誤解を生ぜしめることは登録商標の専用権の侵害に該当する。しかし、本件において、藍点会社はその生産した製品の「藍点 Linux2.0」操作システムの製品のパッケージ及びインストール用光ディスクの表面に原告の登録商標と類似する標識を使用しなかった。つまり、原告の登録商標と同一又は類似する文字、図案を商品のデザインとして使用しなかった。藍点会社がその説明書及びウェブサイトにした宣伝は、すべて製品の機能に関するものであって、商品のデザインであると認定できないので、これが原告の商標権の侵害を構成するとは認められない。

このようにして、法院は《商標法実施細則》第 41 条第 2 号が規定する権利侵害行為を認定するには該当しないとしたものである

## 15. 商標登録への異議申立—「南極人及図」

- |         |  |
|---------|--|
| ① 事件の性質 | 商標登録争議   |
| ② 再審    | 商標評審委員会  |
| ③ 申立人   | 重慶強陣経貿発展有限公司   |
| ④ 被申立人  | 上海極地針織服装有限公司   |
| ⑤ 適用法令  | 旧「商標法」第 19 条、現行「商標法」第 33、34 条<br>「周知商品特有の名称、包装及び外装の冒用の不当競争行為の禁止に関する若干の規定」第 2 条、第 3 条 |
| ⑥ キーワード | 異議、類似性   |
| ⑦ 出典    | 「中華商標」2001 年第 11 号   |

### （1）概要

1998 年初め、上海極地針織服装有限公司（以下「極地公司」）は、同社が開発した新型保温下着を「南極人」と名付け、大量の宣伝を行い、同年 8 月 10 日には「南極人 nanjiren 及図」として商標登録を申請し、商標局による初歩審査を受け公告された。

1999 年 9 月 29 日、重慶強陣経貿発展有限公司（以下「強陣公司」）は、「南極 NANJI 及図」商標が既に重慶服装工業事業総公司によって 1997 年 7 月 28 日に登録され、同社が 1999 年 4 月 16 日に重慶服装工業事業総公司からその商標を譲渡されたとして、極地公司の「南極人 nanjiren 及図」商標に対して異議を申し立てた。

その後、2001 年 1 月 28 日、強陣公司はさらにその「南極 NANJI 及図」商標を上海兆林公司（以下「上海兆林」）に譲渡した。

商標局は本件を審査し、1）「上海兆林が所有する『南極 NANJI 及図』は広範な知名度を有している」との主張には十分な証拠がない、2）「南極人 nanjiren 及図」商標は極地公司の使用又は宣伝によって既に消費者にある程度認識されている、3）類似商標とはいえず同種の商品に使用しても消費者の誤解を招くこともありえない、等の理由により、「南極人 nanjiren 及図」商標の登録を承認する、と裁定した。

### （2）判決の要旨

再審が申し立てられ、商標評審委員会は以下のとおり裁定した。

1）両商標の発音、意味、デザインの各要素が全て異なるので、同種商品に使用する類似商標に認定されない、2）強陣公司が「南極人 nanjiren 及図」商標は上海兆林の周知商品名称「南極棉」に対する悪意の模造であると主張したが、それを十分に証明できる証拠を提出できない、3）極地公司の「南極人 nanjiren 及図」商標の呼称、意思、又はデザインは「南極棉」と明らかに違うので、「南極棉」を模造するものと認定できない、とした。

以上により、商標評審委員会は、強陣公司の再審申し立理由は成立しないとして、「南極

## 商標権（判例）

人 nanjiren 及図」商標の登録を認めた。

### （3）コメント

「類似商号」といえるかどうかに関して、商標評審委員会は、商標の図案、発音、デザイン等を考慮している点が今後の参考となる。また、商標局の裁定が消費者に誤解を生じさせるか否かという観点から検討している点も今後の参考となろう。

## ・ 著作権を巡る判決

### 著作権（判例）

# 1. 「ドンキホーテ」の翻訳を無断掲載したウェブサイトへのリンクと著作権侵害

- ① 事件の性質 著作権侵害
- ② 担当機関 北京市第二中級人民法院(第一審、2000年12月19日)
- ③ 原告 劉京勝
- ④ 被告 搜狐愛特信信息技術(北京)有限公司
- ⑤ 関連条項 「民法通則」第106条2項、「著作権法」第45条8項
- ⑥ キーワード 翻訳、著作権侵害、ウェブサイト、リンク
- ⑦ 出典 「中国特許及び商標」2001年第2期

#### (1) 概要

1995年、原告の翻訳による小説「唐吉訶徳」(「ドンキホーテ」)が漓江出版社から出版された。2000年10月、原告はインターネットを利用して「Sohu」のウェブサイトを訪問し、その「文学」欄の「小説」から順次「外国小説」-「経典作品」-「唐吉訶徳」-「西班牙」-「塞万提斯」-「訳文序言」とクリックしたところ、自分の翻訳した「唐吉訶徳」が掲載されていることを発見した。10月18日、原告は、北京市公証処で上記操作過程、方法及びページ内容について公証手続を行い、2000年10月24日、「Sohu」のウェブサイトを開設した被告を著作権侵害を理由として訴えた。原告の請求は次のとおりであった。

- ① 被告は、そのウェブサイトにおける上記の作品の掲載を停止せよ。
- ② 「Sohu」のウェブサイトの目立つ場所及び「北京晩報」において謝罪せよ。
- ③ 10万元の経済的損害を賠償せよ。

#### (2) 判決の要旨

法院は審理の結果以下のとおり認定した。

- ① 原告が公証した内容は事実である。
- ② 原告の作品は、www.shuku.net、www.cj888.com及びwww.chenqinmyrice.comのウェブサイトでも掲載されていることが確認された。
- ③ 被告は、原告の作品を直接「Sohu」のウェブサイトに掲載したものではない。被告の「Sohu」のウェブサイトを通じて原告の翻訳作品を見ることができるのは、「Sohu」のウェブサイトと上記3つのウェブサイトがリンクされているからである。(なお、被告は、2000年11月30日、法院に「説明」を提出し、上記の3つのウェブサイトとのリンクを停止すると表明した。)

これらの事実を前提に、2000年12月19日、法院は「民法通則」第106条2項及び「著作権

## 著作権（判例）

法」第 45 条 8 項の規定に基づき以下のとおり判決した。

- ① 被告は原告に書面により謝罪せよ。
- ② 被告は原告に 3000 元を賠償せよ。

### （3）コメント

ウェブサイトと他のウェブサイトとのリンクは、インターネットにおいて迅速な伝達及び各種の情報の獲得を可能にする技術であり、このウェブサイトをクリックする技術はウェブサイトの情報内容を飛躍的に増大させ、インターネットユーザーに多大の利便を提供している。

本件において被告が開設したウェブサイトは、サーチエンジンを設置して他のウェブサイトとリンクできるようにしたもので、被告が提供したのは、このような連結サービスのみであったようである。訪問者は、被告のウェブサイトを通じてインターネットで情報を取得するので、被告は情報の提供者のように見えるが、実際には被告のウェブサイトはサーチエンジンを提供しているだけで、原告の取得した情報が被告のサーバーの中にあっただけではない。

したがって、被告の提供する連結サービスは、原告の作品を直接掲載する複製行為ではない。のみならず、インターネットにおける各ウェブサイト間の情報伝播は相互性、開放性を持ち、情報の内容は多岐にわたり、数量が膨大であるから、ウェブサイトの管理者にその接続している全てのウェブサイトの情報内容について権利侵害の有無の点検を要求するのは現実的でないであろう。

本件において、法院は被告に謝罪と損害賠償を命じたが、これは原告が被告に著作権を侵害するウェブサイトへのリンクの停止を求めたにもかかわらず、被告が積極的に対応しなかった点を過失としてその法律責任を問うたものと説明されている。

## 2. ウェブサイトのリンク行為と著作権侵害

- ① 事件の性質 著作権紛争
- ② 裁判所 北京市海淀区人民法院（第一審）
- ③ 原告 葉延濱
- ④ 被告 四通利方情報技術有限公司
- ⑤ 関連条項 関連法律規定
- ⑥ キーワード 著作権、サーチ、リンク、却下
- ⑦ 出典 北京市海淀区人民法院民事判決書（2001）海知初字第 16 号

### （1）概要

原告は「路上的感覚」の著作権者であるが、2001年1月2日、「ドレミ黄金本屋ネット」が原告の同意を得ることなく「路上的感覚」を掲載しており、被告（新浪網の経営者）がそれをリンクさせたことを発見した。そこで、原告は被告に対し直ちに権利侵害を停止するよう請求したが、被告より回答がなかった。続いて、2001年1月16日、原告はインターネットを利用して「中国新世紀読書網」のウェブサイトを訪れた際、「路上的感覚」の全文を検索することができた。また、被告のリンクも利用されていた。これを受け、原告は、被告が原告の著作権を侵害したと主張して提訴した。

被告は、原告の著作権侵害を内容とする通知は法律的効力がなく、原告が通知書で被告に対し原告の作品を被告のHPにアップロードしないよう要求したが被告が原告の作品を自分のHPにアップロードした事実はなく、また、サーチエンジンの公共性から、法律上被告が提供したリンクに責任が追及される理由はない、と答弁した。

### （2）判決の要旨

第一審法院は以下のとおり判決した。

著作権は著作者が享有する専有権である。著作者は、他人が経営のために著作者の許可を得ることなくその作品を使用することを制限する権利を有する。但し、著作者は、無断使用の事実を証明しなければならない。被告のサーチエンジンを利用し、キーワードとして「路上的感覚葉延濱」を入力して行った作品の検索は、ウェブページの全文検索システムを通じて他社が設立するサイトの関連情報をサーチし、そのウェブページとの臨時リンクすることにより実現されたものである。その情報はキーワード「路上的感覚葉延濱」等の特定情報に限られ、作品そのものは含まれていない。

関連サイトは類似する情報を含む他のサイトを排除することがなく、サイトの内容も原告の作品であるとは限らない。また、その臨時リンクはデータベースに永久に保存されるものではない。よって、このサーチサービスの結果は作品の使用と同一視すべきではない。他のウェブサイトで自分の作品をアップロードする行為の法的性質を明確にすることなく

## 著作権（判例）

被告の行為が権利侵害であるとする原告の主張は証拠が十分でなく、法院は支持しない。よって、法院は原告の訴訟請求を棄却する。

### （3）コメント

本件において、原告は、被告が自分の著作権を侵害したとして被告に責任を負うよう要求した。法院は、被告の行為が「著作権法」に違反するかどうかを判断することに関して被告の行為の技術的特徴に着目した。法院の認定によると、本件被告の行為はリンクの提供に限られており、リンクを提供するだけの行為は作品の使用にあたらないと結論した法院の判断は正当である。

### 3. 服装のデザインと著作権の保護

① 事件の性質	著作権にかかわる紛争
② 第一審	北京市高级人民法院
③ 上訴人(原告)	胡三三
④ 被上訴人(被告)	裘海索
⑤ 関連条項	「著作権法実施条例」第4条
⑥ キーワード	芸術服装、著作権、実用美術著作物
⑦ 出典	「人民法院報」2001年7月2日

#### （1）概要

ファッションデザイナーである上訴人は、中国美術学院染織服装学部在学中の1998年末に立体裁断手法で細身のブラウスをデザインした。上訴人は、学院の撮影室で当該設計作品を撮影した際、同学院染織服装学部副教授である被上訴人がそれを見たとしている。

その後、上訴人は、この設計作品を元に3セットのワンピースを設計し、これに中国結びや牡丹模様を使い、シルク生地を45度尺度裁断するなど大胆かつ色彩鮮明な趣向のデザインを完成した。被上訴人は、当該作品が1999年4月に行われた「99年度中国軽紡城紡織品博覧会—2000年度春夏ファッション・ショー」に出展された際にもこれを見ている。

1999年7月、被上訴人は8セットの服装シリーズを設計した。当該服装シリーズのデザインの主なポイントは、牡丹模様の使用、手書模様の縫い合わせや中国結びであった。「春の物語」と命名されるこの服装シリーズは、第9回全国芸術デザイン・ショーに展示され、服装類金賞を勝ち取り、中国美術館にも展覧された。

被上訴人が金賞を獲得されたことを知り、上訴人は被上訴人が自分の服装デザインを盗作したとして、文化部、中国美術協会、第9回全国芸術デザイン・ショーの組織委員会等に異議を申し入れた。その結果、文化部、中国美術協会、第9回全国芸術デザイン・ショーの組織委員会は、中国美術学院に対して調査を指示した。1999年9月16日、同学院は、外部の服装専門家に双方の服装を審査するよう依頼したが、審査の結果、専門家は、被上訴人の作品は上訴人の作品の盗作ではないと判断した。中国美術学院学術委員会会議ではこの判断に同意する決議を可決した。

#### （2）判決の要旨

上訴人は、第一審判決を不服として北京市高级人民法院に上訴した。第二審法院は審理の結果以下のとおり認定した。

線、色彩その他の方式により構成される審美的意義を有する平面又は立体芸術著作物は「著作権法」により保護される。上訴人及び被上訴人が独立にデザインした服装は、著作権により保護される実用美術著作物に属するが、全体的な表現方式、鑑賞者の視覚効果及び

## 著作権（判例）

表現した情感が相違するものと認められ、被上訴人の著作物は上訴人の著作物を盗作したものではない。よって、二審法院は上訴人の上訴を却下し、原判決を維持する。

### （3）コメント

「著作権法実施条例」第 2 条は、著作権法にいう著作物とは、文学、芸術及び科学の分野において、独創性を有し、かつ、いずれかの有形形態により複製することができる知的創作成果をいう、と規定している。著作権上、著作物が著作権法の保護に値する前提条件の一つは「独創性」を有することである。

独創性については、著作権法は作者の創意による表現方式を保護するが、著作物に内在する主観的な意図、思想または情感を保護するものではないと一般的に理解される。しかし、創意そのものと創意の表現形式の境界線を判断するのは非常に難しい問題で、裁判においてはその基準は必ずしも明確ではない。

本件の第一審及び第二審法院は、この点について、服装芸術著作物の創意と具体的化した芸術表現方式を保護するが、創意そのものを保護するものではないと判断しているようである。しかし、本件上訴人が主張する著作物の表現手法は創意にとどまり、表現方式ではないと認定することなく、作品「全体」として表現が異なるという理由のみで判断をしている。この種の判断における裁判官の裁量権がいかに大きいかを示すものである。

## 4. 「黒猫警長大戦外星人」事件

① 事案の性質	著作権侵害事件
② 一審	北京市朝陽区人民法院
③ 二審	北京市第二中級人民法院
④ 原告	諸志祥
④ 被告	大衆文芸出版社
⑤ 関連条項	著作権法第 45 条、第 46 条
⑥ キーワード	著作権侵害
⑦ 出典	季刊「科技と法律」2001 年第 1 期

### （1）概要

諸志祥は、1982 年に中篇科学童話「黒猫警長」を創作し、絵本やアニメーションなど各種形式にて出版発行された。たとえば、1992 年 3 月、中国テレビ出版社は、諸志祥が編集し他の者が描画した「黒猫警長大戦外星人」という絵本シリーズを出版した。また、1993 年 9 月、福建少年儿童出版社は諸志祥の編著による「黒猫警長全伝」を出版したが、同書第 51 頁に描写されたところによると、「黒猫警長」は、真っ白な制帽をかぶり、黒の制服を着用し、青い両目がきらきらと光り、1 本 1 本がピンと伸びたひげが口のそばに整然に並んでいる。この作品を出版発行したことにより、「黒猫警長」は広く知られるようになった。

ところで、大衆文芸出版社は、1994 年 6 月、汪流の文章及び描画による「黒猫警長大戦外星人」を出版した。同書は諸志祥のものと同じ書名を使い、「黒猫警長」を描写したものであるが、その「黒猫警長」は青い制服を着用し、ストーリーは全く異なるものであった。

### （2）判決の要旨

第一審は、被告の作品は「黒猫警長全伝」の「黒猫警長」を修改したものとみなすことはできず、諸志祥の作品の著作権を侵害したということとはできない、と諸志祥の訴訟請求を棄却した。被告の作品は、諸志祥の「黒猫警長大戦外星人」と同じ名称を使用しているが、ストーリーは全く異なるし、「黒猫警長」以外の人物の設定も全く異なる。したがって、諸志祥の被告に対する同一性保持権の侵害の主張を認容できないということである。

原告はこれを不服として上訴した。二審法院は上訴を棄却し、原審を維持した。

### （3）コメント

#### ① 作品名称が著作権法による保護を受けられかどうか

作品の名称により表現される情感、思想又は情報には限界があり、一般に独立の作品として単独に著作権法による保護を受けることはできない。独創性を持ち、他の作品との区別があり、個別の国家において顕著な作品名称は著作権法による保護を受けられる。

## 著作権（判例）

中国においては、この点につき争いがある。多数の学者が反不正競争法又は詐称禁止の理論を通じて保護することを主張している。本件の一、二審法院による判決も、作品名称が一般には独立作品として著作権法による保護を受けられないとした。

### ② 抽象的な人物形象が著作権法による保護を受けられるかどうか

著作権法が保護する客体は、思想の表現形式である。何人もその思想そのものについては著作権を享有できない。その思想がある有形の形式により表現された場合にはじめて、その表現された文章、図案、楽譜等が著作権法による保護対象となる。具体的描写の中に抽象された人物形象は著作権法による保護対象とはならない。

### ③ 反不正競争問題

本件被告作品と原告諸志祥の作品は内容が異なり、改編又は続編の関係もなく、同作品が諸志祥により創造された「黒猫警長」のイメージを利用しただけであるから、原作品の利益を侵害するのは著作権法の調整範囲に属しない。しかし、被告作品は、諸志祥により創造された「黒猫警長」をその作品中の主要なイメージとするのは、諸志祥がその人物イメージに対して有する商品化権を侵害したものであるべきで、反不正競争法による保護が検討されなければならない。

## 5. データベース情報と著作権法の保護

①	事件の性質	著作権侵害及び不当競争紛争
②	第二審	北京市高級人民法院
③	上訴人(原告)	北京市華信捷投資諮問有限責任公司
④	被上訴人(被告)	機械工業情報研究院
⑤	関連条項	「著作権法实施条例」第2条、「反不正当竞争法」第2章
⑥	キーワード	データベース、独創性、不正競争
⑦	出典	「電子知識産権」2001年第8期

### (1) 概要

北京市華信捷投資諮問有限責任公司(以下「上訴人」)は、1998年9月、「中国擬建和在建項目庫」(以下「本件データベース」)を作成した。利用者は、ネットワーク又はレーザーディスクにより有料で本件データベースを利用し、中国各地域、各業種における投資額が1千万円以上の設立企画中及び設立中の事業を調査できる。本件データベースには、事業名称、事業所在地、主管単位、事業の性質、事業の所有形態、投資総額、事業資金、審査認可機関、建築周期、事業の進展状況、資金実行状況、必要な主要設備、事業紹介、建築内容、主な投資者紹介、事業責任者略歴、連絡先などの情報が含まれていた。

機械工業情報研究院(以下「被告」)は、1999年6月、自ら編集する「入札募集と市場」特集号として「中国項目特集号」(以下「本件出版物」)を出版した。本件出版物には、中国の一般的な工程建築事業、法律規定に基づき入札募集しなければならない事業、国家重点技術改造及び装備国产化事業の情報を専門に報道し、掲載した情報内容には事業名称及び購入概況、事業実施範囲、購入設備範囲、投資金額、購入方式(入札募集するかどうか)、事業建築単位、連絡先などの情報が含まれていた。

原告は、被告の本件出版物を出版・販売する行為が不正競争を構成し、原告の著作権を侵害したとの理由で訴えを提起した。

### (2) 判決の要旨

一審の北京市第一中級人民法院は以下のとおり判断した。

本件データベースは電子データベースであり、その内容及び書式も原告の独創ではなく、著作権法により著作物として保護されるために要求される独創性を備えていないので、「著作権法」上の著作物ではなく、その保護を受けない。したがって、被告によるその使用は原告の権利を侵害しない。被告は、本件データベース購入後、入札募集買付けの情報に対する要求に従って、選択、ダイジェスト、改訂、補充を行い、定期刊行物の方式及び自分の書式をもって情報を発表したもので、原告のデータベースの複製ではない。被告の

## 著作権（判例）

行為は原告に対する権利侵害及び不当競争を構成しないので、原告の訴えを棄却する。また、二審の北京市高級人民法院も一審判決を支持した。

### （3）コメント

本件裁判所は《著作権法》の関係では本件データベースは独創性がないとして同法違反を否定した。また、データベースの内容たる情報については、原告は独占的権利を有しないとして《著作権法》による保護を否定した。また、《不正競争法》の適用について原告と被告が競争関係にないとしてその適用を否定した。これらの判断はいずれも適切なものと考えられる。

## 6. リンクの設定と著作権

① 事件の性質	著作物使用権の侵害に関する紛争
② 第1審	北京市第二中級人民法院
③ 原告	博庫株式会社 (Bookoo, Inc)
④ 被告	北京訊能インターネット・ウェブ有限公司 湯姆有限公司 (TOM.COM LIMITED)
⑤ 関連条項	旧「著作権法」第45条、第46条
⑥ キーワード	リンク、著作物、著作物使用権の侵害
⑦ 出典	北京市二中院民事判決書(2001)二中知初字第13号

### (1) 概要

博庫株式会社(以下「原告」)は、1999年、作家周潔茹との間に「著作権使用許諾契約」を締結した。周潔茹は、原告が契約を締結してから6年間、全世界において許諾された作品の電子版権を独占することに同意した。許諾された作品には本件に関わる「何かやりましょう」、「長そで踊りよい」という2つの小説集が含まれていた。

同年、北京訊能インターネット・ウェブ有限公司(以下「訊能公司」)は、北京市今日視点文化事務発展センター(以下「今日視点センター」)と、訊能公司に関連する会社のウェブサイト構築を目的とした協力契約を締結した。契約において、訊能の関連会社のウェブとはTOM ウェブサイトを指し、TOM 有限公司(以下「TOM 公司」)がTOM ウェブに掲載した内容について版権を有している、としている。

訊能公司と今日視点センターは、TOM ウェブサイトの中文簡体版(www.cn.tom.com)において、「小妖周潔茹のウェブ」という欄目を設け、ウェブページで「何かやりましょう」、「長そで踊りよい」の小説集の作品目録を掲載し、目録ページに、ただし「本特別欄の内容は今日作家ウェブより提供される」と標示した。

原告は、被告らが直ちに権利侵害行為の停止、公開での謝罪、合計42,620元の経済損失の共同賠償及び訴訟費用の負担を求め、訴訟を提起した。なお、原告が訴訟を提起した後、TOM ウェブサイトは今日作家ワークとのリンクを取り消した。

### (2) 判決の要旨

被告と当該著作物を掲載するウェブサイトは、原告が使用権を有する著作物の侵害行為について共同の故意があるとは認定できない。証拠上、被告がリンクされる著作物に権利上の問題があることを知っているのにリンクを開設したとは認定できない。また、原告の起訴内容を知った後、被告は直ちにリンクを停止した。

よって法院は、原告の訴訟請求を却下し、原告が本事件の費用を負担するよう判決した。

## 著作権（判例）

### （3）コメント

リンク問題について、中国の法院の観点は比較的明確である。すなわち、リンク内容が権利を侵害することを知らないリンク設置者は原則として責任を負わないが、警告されたにもかかわらず権利侵害を停止しない場合は例外的に責任を負う。また、ウェブにおける内容に権利侵害が発生する場合、その法的責任は情報提供者が負うべきであり、リンク技術又は施設を提供するサービス業者は原則として賠償責任を負わない。

但し、もし著作権者が明らかにリンクを停止するよう要求したにもかかわらず、リンク提供者がこれを停止しない場合、リンクの設置者と権利侵害内容の提供者には共同権利侵害の故意があると見なされ、権利侵害責任を負わなければならない。その根拠は、民法上の不作為権利侵害原則、すなわち、権利侵害行為又は結果と関係を有する者も積極的な措置をとり、権利侵害行為の結果の拡大を防止しなければならない、そうでなければそのこと自体が権利侵害を構成するとの原則にある。

最高人民法院が 2000 年 11 月に公布した《インターネット・ウェブサイトでの著作権紛争案件の適用法律について若干問題に関する解釈》第 7 条は、著作権者が身分証明、著作権帰属証明及び権利侵害証明を出したにもかかわらず、ウェブサービスの提供者が相変わらずこれを停止しない場合、ウェブを通じて他人が著作権を侵害する行為を助けるものとみなし、相応な権利侵害責任を負わなければならない、としているが、これも本判決と同様な考えに基づくものといえる。

## 7. ディープリンクによる著作権の侵害

① 事件の性質	不正競争
② 審理	北京市第 2 中級人民法院
③ 原告	北京金融城インターネット有限公司
④ 被告	成都財智ソフト有限公司
⑤ 関連条項	「反不正当竞争法」第 2 条
⑥ キーワード	ディープリンク、不正競争、権利侵害の停止
⑦ 出典	北京市第 2 中級人民法院民事判決書(2000)二中知初字第 122 号

### (1) 概要

北京金融城インターネット有限公司(以下「金融城公司」と)と成都財智ソフト有限公司(以下「財智公司」と)は、インターネット情報サービスを経営する企業法人である。金融城公司是、2000 年 2 月に「295」のウェブサイト(ウェブサイトのアドレスは www. 295. net. cn である)を開設し、財智公司是財智ウェブサイト(ウェブサイトアドレスは www. imoney. com. cn である)を開設した。両社は、ウェブサイトを利用して金融情報サービスを提供していた。

金融城公司是、中国建設銀行北京市支店(以下「建設銀行」と)と共同して「中国建設銀行北京市支店為替動向図」(以下「為替動向図」と)を作成し、「295」の外貨チャンネルに掲載した。為替動向図は、金融城公司がソフトを開発し、建設銀行の公定為替の関連情報を処理した後、曲線のダイヤグラムでウェブサイトに掲載するものである。金融城ウェブサイトでの為替動向図の表示状態は、サイトの背景に対して独立した図形で、タイトルは「中国建設銀行北京市支店為替動向図」であった。作成者の標識及び署名は明記されなかった。2000 年 6 月中旬、財智公司是、財智ウェブサイト金融城ウェブサイトの外貨チャンネルに掲載された為替動向図を財智ウェブサイトの外貨中心コラムとリンクした。

そこで、原告は、①被告の権利侵害行為の停止及び影響の除去、②20 万元の経済的損害の賠償、③訴訟費用の負担を求め、法院に訴えを提起した。なお、リンク期間中、財智公司是為替動向図の表示状態を修正したことがない。また、8 月中旬、財智公司是金融城公司と連絡を取り、相手方が当該リンク行為に同意しないことを知った後、リンクを取り消した。

### (2) 判決の要旨

「反不正当竞争法」第 2 条に基づき、法院は以下のとおり判決した。

- ⑧ 被告は許可を得ず、被告のウェブサイト上で原告のウェブサイトに掲載された「中国建設銀行北京支店外幣為替動向図」とリンクしてはならない。
- ⑨ 被告は書面により原告へ謝罪し、5000 元の賠償金を支払え。

北京金融城インターネット有限公司のその他の訴訟請求を却下する。

### （３）コメント

#### １．ディープリンクについて

ディープリンクとは、ウェブサイトの各ページの記事、テキスト、資料、写真、グラフィックス、データ等に直接リンクする方法をいう。ディープリンクが張られた場合、リンク標識に保存されるのはリンクされるウェブサイトのホームページではなく、そのウェブサイトにおけるある特定のページである。サイト訪問者が標識をクリックした場合、コンピュータは自動的にリンクされたウェブサイトのホームページを越えて、直接にその具体的な内容のある特定のページへとリンクする。

#### ２．ディープリンクが著作権を侵害するかどうかについて

法院は、為替動向図が著作権法によって保護される著作物ではないと認定したので、この問題は回避された。しかし、為替動向図ではなく、他の著作物とリンクした場合であっても、まずディープリンクは資料をコピーせず、訪問者にリンクされる内容のアドレスを提供するにすぎない。このアドレスに入ると、リンクされた内容が直接に訪問者に伝えられた上、訪問者のコンピュータにコピーされるのであって、コピーがリンクの開設者のサーバーから取得されるわけではない。次に、リンク開設者は、複製せず、リンクされた内容のコピーを提供するわけではない。さらに、ディープリンクはリンクされた内容の表現形式あるいは用途を変更せず、新しい著作物を創造していない。ホームページを超えてリンクがなされるだけである。

また、2001年10月改正の《著作権法》第10条11号は、「放送権。すなわち無線方式により著作物を公開的に放送もしくは伝達する、有線伝達方式もしくは中継方式により著作物を公衆に伝達放送する、及び拡声器その他の記号、音声、画像を伝送する類似の手段により著作物を公衆に伝達放送する権利」と規定しているが、リンクが放送権を侵害するかどうかについて、中国には具体的な規定がない。最高人民法院により発布された《コンピュータ・ネットワークの著作権に関する紛争事件の法律適用の若干問題に関する解釈》第3条には、転載及びダイジェストによる権利侵害行為については規定があるが、リンクについては規定されていない。現時点においては、本件と同様に、《反不正当竞争法》などにより対処せざるを得ないものと思われる。

#### ３．賠償について

ネットワークに関する損害賠償額の認定は困難である。本件を審理した法院は、《コンピュータ・ネットワークの著作権に関する紛争事件の法律適用の若干問題に関する解釈》第10条を参考として、権利侵害者の主観の悪性、権利侵害者と被侵害者の経営力及びそのウェブサイトの知名度、権利侵害の期間及び侵害されたものの価値などを総合的に考慮してその金額を決定しているが、適切であると考えられる。

## IV . 不正競争をめぐる紛争事例

### 不正競争(判例)

#### 1. 「老干媽」ラベルの不正使用と不正競争

① 事件の性質	不正競争
② 第一審担当機関	北京市第二中級人民法院
③ 再審担当機関	北京市高級人民法院
④ 原告	貴陽南明老干媽風味食品有限責任公司
⑤ 被告	湖南華越食品公司、北京燕莎望京ショッピングセンター
⑥ 関連条項	「反不正当競争法」第5条
⑦ キーワード	不正競争、第二審判決
⑧ 出典	2001年4月20日「法制日報」

##### (1) 概要

1994年、貴陽南明老干媽風味食品有限責任公司(以下「原告」)は、陶華碧女史の顔写真を使用して「老干媽」(義理の母の俗称)と命名した風味食品を販売した。1997年、湖南華越食品公司(以下「被告華越公司」)も「老干媽」風味浜納豆の生産を開始したが、被告華越公司の「老干媽」風味浜納豆のラベルは、原告のそれと比べると、製品の製品番号、生産者の名称、工場所在地、電話、郵便番号などのほかは陶華碧女史の顔写真を劉湘球の顔写真に変えただけのもので、その色彩、図案、製品名称及び「老干媽」の字体は貴陽「老干媽」とそっくりであった。

2000年、商標局は、原告、被告華越公司がそれぞれ申請した「陶華碧老干媽及び図案」、「劉湘球老干媽及び図案」の商標登録の申請について同時審査し、「明らかに識別でき、混同誤認の可能性が少ない」との理由でいずれも登録を認めた。

原告は、被告華越公司が原告の企業名称及び製品の特有名称を盗用し、製品のラベルの意匠を模造して原告の合法権益を侵害したとして、被告華越公司に対し、原告の製品に類似する包装、企業名称及び「老干媽」という特有名称の使用を直ちに停止し、権利侵害製品の標識、ラベルの廃棄を求めた。被告の北京燕莎望京ショッピングセンターに対しては、権利侵害製品の販売を停止するよう求めた。また、被告華越公司に対し40万円の損害賠償を請求した。

##### (2) 判決の要旨

異なる類型の権利が衝突する場合、法院は民法通則に定めた誠実信用の原則、及び個人、法人の合法的な民事権益保護の原則に従って、先使用者が継続に使用する合法的な民事権益を保護しなければならない。

よって、被告華越公司は風味浜納豆製品への「老干媽」の商品名称の使用を停止し、原告「老干媽」風味浜納豆ラベルに近似するラベルの使用を停止し、原告に対して40万円の損失を賠償し、被告の燕莎望京ショッピングセンターは被告の「老干媽」風味浜納豆の販売を停

## 不正競争（判例）

止しなければならない。

### （3）コメント

実務上、同じ外観設計の意匠特許権が共存する現象はよくあることで、これには制度上の問題がある。すなわち、中国では意匠特許権については方式審査制を採用して、形式上の審査のみで登録を認め、実質上の審査を行わないこととなっている。また、製品の外観設計の範囲は非常に広く、ラベルや外包装その他の分離できる部分の設計も含まれる。意匠特許権の実質審査については、新特許法の下では法院が最終的な裁決権を有することとなったが、本件には旧法が適用されるため、法院は特許局の行政行為について直接に判断できなかった。第二審法院は、被告華越公司の「劉湘球老干媽」ラベルが原告の同製品のラベルに近似すると認定し、使用を停止するよう命じたが、本件判決で敗訴した被告華越公司は、原告が登記した商標に対して異議申立てを提出しており、国家商標評審委員会は再審査手続きを開始している。

「反不正競争法」に基づく救済は、通常は「商標法」、「特許法」による救済が難しい場合に検討されることが多い。しかし、本件判決は「反不正競争法」を「商標法」、「特許法」に優先して適用した点で特異であり、代表的な先例となっている。

## 2. 製品標準番号の無断使用と不正競争

- ① 事件の性質 不正競争
- ② 第一審 佛山市中級人民法院
- ③ 原告 佛山市嘉華食品公司
- ④ 被告 佛山市石湾区南陽食品公司
- ⑤ 関連条項 「反不正当竞争法」第 5 条 4 項  
「反不正当竞争法」第 20 条 1 項
- ⑥ キーワード 製品の標準番号、不正競争
- ⑦ 出典 「知的所有権」2001 年第 3 期

### （1）概要

1995 年 7 月 16 日、原告は、「Q/JH01-90」を製品「盲公餅」の標準番号として佛山市技術監督局に登録請求を提出し、「広東省企業製品執行標準登録証」を取得し、佛山市技術監督局の再審査を経て発効とした。2000 年 3 月、被告は、原告の同意を得ることなく、無断で原告の「盲公餅」の標準番号「Q/JH01-90」を自社の「禪公酥」の標準番号として「禪公酥」のパッケージに印刷した。2000 年 5 月、佛山市技術監督局は製品品質検査を行った際、これを発見し制止したが、同月、被告は「禪公酥」の品質指標を作成し、「Q/NY7-2000」を「禪公酥」の標準番号として佛山市技術監督局に登録申請し、「広東省企業製品執行標準登録証」を取得した。

原告は、標準番号の無断使用は不正競争行為に該当ものとして被告を提訴した。

### （2）判決の要旨

原告が生産する「盲公餅」の製品標準番号「Q/JH01-90」は品質標識であり、国の法律により保護される。被告が原告の同意を得ることなく、自ら原告の標準番号「Q/JH01-90」を同類製品である「禪公酥」のパッケージに印刷する行為は不正競争行為に該当するものと認められる。したがって、被告は原告に対し賠償責任を負うべきである。被告が原告の標準番号を使用した際の生産及び販売の帳簿がないため、原告に対する経済的損失の賠償は、本件の事実及び関連法律規定により斟酌し判断する。よって、「反不正当竞争法」第 5 条 4 項、第 20 条 1 項に基づき、次のとおり判決する。

- ① 被告は、その製品のパッケージにおける原告の製品標準番号「Q/JH01-90」の使用を停止せよ。
- ② 「佛山日報」において原告に対する謝罪声明を掲載せよ。
- ③ 原告に 5 万元の経済的損失を賠償せよ。
- ④ 本件の 7010 元の受理费及び 2,020 元の訴訟保全費用合計 9,030 元は被告の負担とする。

## 不正競争（判例）

### （3）コメント

「反不正当竞争法」第2条2項は、不正競争とは、経営者が法律の規定に違反し、他の経営者の適法な権益を損ない、社会経済秩序を乱す行為をいう、と規定している。

「反不正当竞争法」第5条4項によると、経営者は、商品上に認証標識又は有名優良標識等の品質標識を偽造し、冒用し、生産地を偽り、商品の品質について人に誤解させる虚偽の表示をしてはならない、と規定している。

品質標識とは、関連主管部門もしくは機関が所定の手続に従い生産者に発行する、その企業が生産する製品の品質が相応の標準に達していることを証明する標識である。登録許可された製品標準番号は、登録申請を提出する企業が独占使用し、当該製品が各級の製品品質監督検査を受ける根拠、貿易活動における品質確定の根拠となるものであり、当該製品の品質標識である。

したがって、被告が原告の同意を得ることなく原告の標準番号を自社の「禪公酥」のパッケージに使用した行為は、他人の品質標識を冒用するものであり、本件法院が「反不正当竞争法」第5条4項に該当するものとした判断は適切である。

### 3. 営業秘密の侵害

① 事件の性質	営業秘密侵害事件
② 一審	江蘇省南通市中級人民法院
③ 二審	江蘇省高級人民法院
④ 上訴人(原告)	金陵帝斯曼樹脂有限公司
⑤ 被上訴人(被告)	葉某
⑥ 関連条項	「反不正当競争法」第 10 条
⑦ キーワード	営業秘密、公知技術、秘密保持義務
⑧ 出典	「知識産権」2001 年第 5 期

#### (1) 概要

金陵巴斯夫樹脂有限公司(以下「巴斯夫」)が有している 7 種類の不飽和聚脂樹脂技術の中には、P61-972 の不飽和聚脂樹脂の生産技術が含まれている。1994 年 8 月 17 日、巴斯夫と葉某(以下「被告」)は、雇用契約を締結し、被告は生産部の操作を担当、雇用期間を 3 年とした。双方は契約において、1) 被告は巴斯夫の秘密技術については秘密保持責任を負い、未公開技術を第三者に漏らしてはならない、2) 被告は離職した後、巴斯夫の全ての秘密資料を返還すべきであり、離職して 5 年以内は巴斯夫の技術をその他の目的に使用しないことを保証する、と約定した。

1996 年 10 月、巴斯夫は金陵帝斯曼樹脂有限公司(以下「原告」)に社名変更した。1997 年 6 月 10 日、双方の合意により、被告と原告は雇用契約を解除した。1997 年 7 月末、被告は第三者と共同出資して南通美德樹脂有限公司(以下「美德」)を設立した。美德は不飽和聚脂樹脂及びその他の化工原料を主に取扱い、同年 12 月、M928 不飽和聚脂樹脂を大量に生産し始めた。

原告は、営業秘密の侵害を理由として、被告と美德を訴えた。

#### (2) 判決の要旨

一審の江蘇省南通市中級人民法院では、原告が述べている秘密部分は公知技術の範囲を超えず P61-972 の技術情報は秘密性が認められないため、営業秘密に属しないとした。

また、被告と原告の契約はどの技術が原告の秘密技術であるかを明確にしておらず、その秘密技術であると主張するものが必ずしも営業秘密とはいえないこと、原告は当該契約により、被告が非営業秘密の技術と知識を利用して正当な仕事に従事することを制限できないこと、原告は被告がその生産通知の関連データについて不適当な記録の収集を行ったことを証明していないこと、M928 技術と P61-972 技術は同一ではないことより、被告が雇用契約又は権利者の秘密保持の要求に違反したと認められないとした。

以上の理由により、一審裁判所は原告の請求を棄却した。第二審の江蘇省高級人民法院

## 不正競争（判例）

は、上訴を棄却し、原審判決を維持した。

（コメント）

《反不正当竞争法》第 10 条は、「本条において営業秘密とは、公衆に知られていない、権利者に経済利益をもたらすことのできる、実用性を有する、また権利者が秘密保持のための措置を取った技術情報及び経営情報をいう」と規定している。すなわち、営業秘密であると言うためには、①秘密の情報である、②経済価値がある、③実用性がある、及び④秘密保持義務の対象であること、の 4 つの特徴を同時に有しなければならない。本件において、原告が営業秘密であると主張している P61-972 技術情報は、江蘇省技術鑑定委員会の鑑定を経て、公知技術の範囲を超えないと認定された。そして、同鑑定の結論は一審、二審に支持され、原告の請求は棄却された。

通常、雇用主と従業員の秘密保持契約は、技術情報の秘密保持義務を証明するものとして重要である。この点、本件でも原告と被告とは秘密保持契約を締結していたが、原告の未公開技術を漏らさないこと及び離職した後当該技術を使用してはならないことを大まかに規定しただけで、いかなる技術が秘密保持義務の対象となる未公開技術に該当するのかが明確にされていなかった。このため、秘密の特定性がなく、義務の範囲が不明確であり、従業員に対する拘束としては不十分とされた。

本件では問題の情報がそもそも営業秘密ではないとされたので、雇用契約における営業秘密の特定に関する部分は傍論であるが、今後、中国における営業秘密保護対策を考えるうえで参考になるであろう。ちなみに日本の不正競争防止法においては、従業員等、営業秘密に日常的に接しながら仕事をしている者との関係では、当該情報が保管、管理されている部屋又は金庫等に鍵を掛けて管理するだけでは足りず、当該情報が営業秘密であることを認識できるようにマル秘の判を押し、持ち出しを禁ずる等の積極的な措置を講じておくことが必要とされている。

## 4. 「誤解を招きかねない不実の宣伝」及び「虚偽の事実」の意義

① 事件の性質	不正競争紛争
② 第一審	福建省高級人民法院
③ 第二審	最高人民法院
④ 上訴者(原告)	福建省福清大閩生物工程有限公司
⑤ 被上訴者(被告)	福州南海岸生物工程有限公司(原審原告)
⑥ 適用法律	「反不正当竞争法」第9条第1項、第14条、第21条
⑦ キーワード	不正競争、不実宣伝、商業信用及び商品名声
⑧ 出典	最高人民法院(2000)知終字第8号民事判決書

### (1) 概要

福州南海岸生物工程有限公司(以下「南海岸公司」)の製品である「南海岸鰻カルシウム」は、1997年、衛生部の《保健食品批准証書》を取得した。この製品は、淡水養殖鰻の椎骨を原料とし、先進的バイオテクノロジーによって精製され、超微粉碎を経て1000~3000目の顆粒に作られており、消費者から高く評価されて一定の商品名声を確立すると同時に、南海岸公司についても高い商業信用をもたらしてきた。

福建省福清大閩生物工程有限公司(以下「大閩公司」)の製品「大閩鰻カルシウム」は、1998年4月7日、衛生部の《保健食品批准証書》を取得した。その後、大閩公司はその製品の宣伝、販促又はコマーシャルにおいて、「既存製品の基礎の上に新たに開発した第二代大閩鰻カルシウム」表現を使い、建甌市の一部の薬局に《大閩鰻カルシウムと南海岸鰻カルシウムとの区別》と題した対比表を配布した。

同対比表では、「生産技術」の欄に「南海岸鰻カルシウムは水解技術によって製造されており、生の骨を食べることになるが、大閩カルシウムは活性処理を経て製造されている」と説明し、又「粉碎」の欄に「南海岸鰻カルシウムは機械粉碎による2500目であるのに対し、大閩鰻カルシウムは気流超微粉碎による2500目である」という対比を行った。そのため南海岸公司は「大閩公司が不正競争をした」として訴えを提起した。

### (2) 判決の要旨

大閩公司は「大閩鰻カルシウム」を「第二代鰻カルシウム」と呼び、實際上「南海岸鰻カルシウムが第1代鰻カルシウムである」ということを暗黙に消費者に示唆している。また、南海岸公司の商品名声と商業信用を侵害したので、「反不正当竞争法」第14条に指摘した不正競争行為に該当する。よって、「反不正当竞争法」第14、第21条及び「民法通則」第120条第2項に基き、大閩公司は直ちに不正競争行為を停止し、南海岸公司に対して謝罪し、かつその経済的損失と名譽的損失を賠償せよ。

第二審の最高人民法院は、一審判決を維持すると同時に一審判決にある法律適用錯誤の

## 不正競争（判例）

部分を修正する、と判決した。

### （３）コメント

本件は、比較広告が《反不正当竞争法》第９条第１項に規定された「誤解を招きかねない虚偽の宣伝」及び第１４条に規定された「虚偽の事実」を構成するかどうかの判断基準を示したものである。この点について、最高人民法院の判決が、広告の内容が虚偽か否かは、単に関係情報の真実性だけから判断するのではなく、広告の表現が消費者に虚偽の認識を生じさせるかどうかという点から判断すべきことを明確にした点が注目される。

## 事項索引

- い  
異議申立 ..... 11, 12, 32, 49  
意匠 ..... 48, 49
- う  
ウェブサイト ..7, 8, 31, 34, 35, 36, 44,  
45, 47
- え  
営業秘密 ..... 52, 53
- か  
外観デザイン ..... 28
- き  
企業名称権 ..... 8, 13, 14  
却下 ..... 11, 12, 36, 39, 44, 47
- け  
芸術服装 ..... 38  
権利侵害の停止 ..... 46  
原判決維持 ..... 28
- こ  
公知技術 ..... 52, 53  
誤認 ..... 8, 11, 13, 14, 21, 26, 27, 48
- さ  
先に使用 ..... 19  
詐称 ..... 17, 41  
サーチ ..... 35, 36
- し  
実用美術著作物 ..... 38  
事件の移送 ..... 5  
周知商標 ..... 7, 8, 11, 12, 15, 26
- 使用証明 ..... 24, 25  
譲渡 ..... 3, 17, 24, 28, 32  
商業信用 ..... 22, 23, 54  
商標の取消し ..... 18, 24, 25  
商標登録出願 ..... 11  
商標専用権 ..... 6, 7, 11, 13, 19, 20, 22,  
23, 26, 28, 29, 30, 31  
商品装飾 ..... 27, 30  
商品名声 ..... 54  
著名商標 ..... 12, 26
- そ  
訴訟時効 ..... 3, 4  
訴訟参加 ..... 3, 4  
訴訟費用 ..... 22, 44, 46
- ち  
調停 ..... 20  
著作権侵害 ..... 11, 34, 36, 40, 42  
著作権 ... 11, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40,  
41, 42, 43, 44, 46, 47
- て  
ディープリンク ..... 46, 47  
データベース ..... 36, 42, 43
- と  
独創性 ..... 39, 40, 42, 43  
特許の無効 ..... 1  
製法特許 ..... 1, 2  
物質特許 ..... 1, 2  
特許請求の範囲 ..... 1, 2  
特許出願権 ..... 3, 4  
ドメインネーム ..... 7, 8

に

偽物 ..... 6, 22, 23

は

賠償 ..... 10, 20, 22, 226, 35, 44, 45, 46,  
47, 48, 50, 54

ひ

秘密保持義務 ..... 52, 53

標準番号 ..... 50, 51

ふ

不実宣伝 ..... 54

不正競争 ..... 7, 8, 20, 28, 41, 42, 46, 48,  
50, 51, 53, 54

物質特許 ..... 1, 2

ほ

翻訳 ..... 34

も

模倣品 ..... 5

や

薬品 ..... 1, 2

ら

ラベル ..... 48, 49

り

リンク ..... 34, 35, 36, 37, 44, 45, 46, 47

る

類似 ..... 7, 8, 10, 11, 12, 13, 21, 27,  
28, 29, 31, 32, 33, 36, 47, 48

**[特許庁委託事業]**

**中国の工業所有権**

**侵害判例集**

**改訂版**

[発行] 日本貿易振興会 投資交流部

[著者] 小松・狛・西川法律事務所

〒105-8466 東京都港区虎ノ門 2-2-5

Tel : 03-3582-5235

Fax : 03-3505-1854

2002年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興会が2002年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正・連絡先変更等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは、著者及び本会の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。